

外国人労働者問題の再来

— 在日外国人：定住外国人と一般外国人 —

裴 富 吉

I はじめに

— 在日韓国・朝鮮人形成史小考

〔1945年まで〕—

(1) 事例的考察

— 林えいだい著『消された朝鮮人強制連行の記録』（明石書店、1989年）は、いう¹⁾。

日本人ほど、過去においてみずから犯した過ちに対して忘れやすい民族はない。過去に目をつむり、あえてそれをおおいかくそうとする日本政府の意図は、どこにあるのか。

林著『消された朝鮮人強制連行の記録』は、その副題に「関釜連絡船と火床の坑夫たち」と付し、戦前・戦時中、日本に強制連行され、日本各地の鉱業所（炭坑）に奴隷的労働力として投入された朝鮮人坑夫たちの生活記録をあつめ、公刊したものである。

朝鮮人強制連行の歴史は、まさに日本人の歴史である。それはもちろん、日本の植民地政策のひとつの歴史のなかに位置づけて、とらえるべきものである。

林著同書は、当事者たち〔日本人もふくむ〕の証言記録を、「聞きとり調査」によって編集している。そのなかから、第15章「妻たちにとっての強制連行(3)趙 金順」の発言を聞こう。

「この声聞こえるか（趙 金順^{チオ クムスン}、1916〔大正5〕年生れ）」。

— まず趙は、当時日本の東京に住んでいたおじから、関東大震災時の朝鮮人虐殺を聞かされたことを語る。16歳で結婚、長男が生まれて2つになったとき、夫は日本の内地に強制徴用される〔1940（昭和15）年12月3日〕。2年間の約束で

徴用された。そのとき趙は、妊娠していた2番目の子供を墮胎しようと試みるがうまくいかず、次男として生む。

3年経っても夫は帰るようすがない。1943（昭和18）年4月、趙は、夫のいる日炭遠賀鉱業所にいき、一家の同居がはじまる。

趙 金順はいう。「坑内の事故多かったね。事故で死ぬのはみんな朝鮮人の人よ」。「朝鮮人は差別されたよね」。

趙一家は、一度炭鉱から逃亡をはかるが失敗し、夫は「労務」から死ぬほどの制裁をうける。

趙はいう。「主人を叩いた、2人の労務係だけはいまでも殺したいね。主人を叩いたと同じくらい叩いて、朝鮮人を徴用してきて働かせたえらい人も、みんな殺したい、うちの気もちわかるかね？」

趙一家は、1945（昭和20）年6月のある日、着の身着のまま再逃亡をはかり成功する。同年8月15日、日本敗戦、船賃が工面できず、趙一家は祖国に帰れず、日本に居のこる。

再逃亡のさい、炭鉱がわにそれまで預けていた貯金通帳、その月の賃金はどこにも請求できずじまいとなった。退職金ももらえない。

趙はいう。「日本の国のために強制連行され、生命も体もつぶされて、一生を台なしにされた人はどうなるのかね？」

つぎは、戦後の話である。

あるとき近所の家に強盗が押しいった。その強盗は、趙の家の台所から盗んだ包丁を犯行に使ったことから、趙の夫は犯人あつかいされた。その理由は朝鮮人だから、ということであった。

趙はいう。「自分が本当に人の物を盗んだり悪

いことしたら、罰をうけて刑務所いきもしかたないけれど、朝鮮人ということだけで日本人は虐めてからに」。

長男の就職。長男が小倉工業高校電気科に合格し、趙一家には日本にきてはじめての春がきたようであった。同校電気科の卒業生は、当時不況にもかかわらず、就職は思いどおりのところに入社できていた。しかし長男は、大手電気会社6社をうけたが、韓国人ということでもどこも採用されなかった。同級生はみな採用されたなかで、趙の長男だけは合格しない。家族がいっしょに泣いた。

趙はいう。「同じ人間として生れ、どうして日本の会社はうちの長男だけ韓国人という就職させんのかね。あの子の成績が悪かったらしかたないけど、学校でもよくできたから口惜しいのよ。なぜ、長男が韓国人という会社は差別するのかね。どうして韓国人にだけ仕事をさせんのかね。アメリカ人だってイギリス人だって、能力さえあれば採用しとるやないね」。

「長男は、腹の底から怒ってから、自分の胸を掻きむしるのよ」。

「日本という国は、差別の固まりじゃないか」。

入学の差別。小倉の私立九州工業高校に三男が入学〔合格〕するが、高校がわは、「就職なんか学校としてはお世話できませんので、入学してもこまるんじゃないですか。このお金〔手続納付した入学金〕お返ししますから、もって帰ってください」といって、入学〔合格〕を取り消そうとした。それでも、なにやかやあったあと、三男はやっと正式に同校に入学する。

趙はいう。「いままでうちたちをどれだけ差別してきたかね。朝鮮からいやだというのにむりやりに引っぱってきて、いまさら帰れとはなにごとかね」。「戦争が終っても、うちの家族を帰さんやっじゃないか。お前たちは自分の国に帰れとか、よくもそんな無暴なことをいえたものか」。

「うちの主人は徴用で強制連行されて、日本の兵隊いくのと同じだったじゃないか。絶対命令で反対もできん、2年の契約満期になっても帰してくれん。家と財産も売って、自費でうちは2人の

子をつれて日本へいった。いま日本に住んどの韓国人の老人たちは、みんなそんな関係者ばかりよ」。

指紋押捺はいやよ。「うちは1代めの1世、息子は2世、孫は3世やろ。3代めの3世の韓国人が、なして指紋押さんといけんのかね。うちはとっても心が爆発するほど腹が立つんよ。孫は3代、結婚すると4代が生れる。その子まで押すとはバカな話したいね」。

「むりに押させる日本政府のやりかたが頭にくるよ。うちが指紋押さんちいうて、殺すなら殺しなさい」。「兄弟はまだ生きとるし、指紋押捺をせんと韓国へ帰れんごとなる。昔の聞いた踏み絵ちあろうが、あれとまったく同じじゃないか」。

「“差別のない明るい街づくり”のポスターが貼っとるうが、こんなしらじらしいもの、よくもつくったもんたい。日本の役所は、いっとることと、しとることが全然正反対なんよ。うちたちが徴用で強制連行された事実は、この世から消せないんよ。これだけわね」。

——趙 金順(女性)の、このすさまじい口調にたじろがない日本人がいようか。同胞〔在日韓国・朝鮮人〕にとって、趙の発言は、かくべつ珍しいものでも驚くべきものでもない。在日韓国・朝鮮人にとっては、よくある話のひとつにすぎない。日本社会につくられ、いまもなお解消できない外国〔韓国・朝鮮〕人差別、その重要な諸問題は、ほぼすべてが彼女の口で語られている。引用はしなかったが、趙は息子の結婚問題にもふれていた。

そういえば、筆者の住んでいる埼玉県熊谷市法務局には「人権の共存」という看板がかかげられている。これに関する筆者の感想は趙と同じである。

ある日本人学究は述べる。

——日本に対しあらゆることに非難攻撃を浴びせる在日韓国・朝鮮人も、天皇批判についてだけはかなり遠慮ぶかい。それはひとつには、天皇非難は、日本人の世論を真正面から敵にし、その感情を害するであろうという配慮からであろう。

しかしながら、在日韓国・朝鮮人と忌憚のない意見の交換をしたならば、天皇憎悪のはげしさに日本人はいまさら驚くであろう。すくなくとも戦前、戦時中の体験を有する55～56歳以上の在日韓国・朝鮮人ははかりで、知識人ほどその度あいはげしくなる²⁾。

趙 金順はその1人である。彼女の体験回顧談は、かつて「天皇の名の下に」強行されてきたことを語っている。

本稿の課題は「外国人労働者問題の再来」である。趙の回顧陳述をとおして、日本における外国人労働者問題の源泉をしるための手がかりが与えられるはずである。現今の日本における外国人労働者問題の原型は、在日韓国・朝鮮人形成史のなかに、まちがいなく発生していたのである。

(2) 文献的考察

現在、日本社会の差別問題において重要な一論点である「在日韓国・朝鮮人」の存在は、その根源をたどると、かつて植民地下の朝鮮からこの日本へ、朝鮮人を労働「力」として強制・半強制的に徴用、連行してきた歴史的事実に由来する。

明治以前の韓国・朝鮮と日本との歴史的交流関係はひとまずおき、資本主義化の道を歩みはじめたこの国が、同時に帝国主義化・軍国主義化の道をも歩んでいく過程において、韓国を植民地支配下におき、朝鮮民族を日本「臣民」化しようとしたとき、「日本における外国人労働者問題」は発生した。

旧大日本帝国の「臣民」としてかこわれた韓国・朝鮮人は、その後大量にこの国に流入を余儀なくされ、この地においてまちがいなく「外国人〔外地人?!〕労働者」問題を形成していった。

今日日本の「外国人労働者問題」の原点がそこにある。この問題の古層がそこにある。戦前・戦時中〔くわえて戦後も〕、日本という地において、この国家の同国人になっていた外地人(朝鮮人)の労働力=労働者としての存在は、まさに「外国人労働者問題」そのもの〔重大な内政問題〕を意味していた。

在日韓国・朝鮮人形成史。日本帝国主義の植民

地支配下、朝鮮の農村経済と農民生活がどのように破壊され、そのために朝鮮人が流浪、日本への渡航を余儀なくされたかを日本の朝鮮に対する植民地支配政策にもとづき分析しよう³⁾。表1参照。

〔1〕「土地調査事業期」(1910-1919〔明治43-大正8〕年)。

① 朝鮮総督府は、土地調査事業の目的を、「地税の負担を公平にし、地籍を明らかにして、その所有権を保護する」ことにあるとしたが、土地慣行は無視され、また長年の封建支配にともなう朝鮮農民の無知に乗り、詐欺的に土地を農民からうばいとった。

従来、朝鮮の国家諸機関に所属した土地は日本の「国有」となり、その面積は約100万町歩に達した。さらに、土地所有は、新しい地主(侵略者)と従来からの地主の手中に集中した。

また、林野調査事業の結果、朝鮮の林野総面積1,600万町歩中、1,300万町歩、実に80%が「国所有」化され、のこりの「民有」林野のすくなからぬ部分も日本人所有と化した。

こうして、封建朝鮮農村は日本の侵略・植民地支配下に、植民地・半封建社会へと急激な変動を余儀なくされた。その過程で自作農の減少、小作人の増大が進行し、さらに地主層は新たな賦課を小作人に転嫁したから、農民の経済的困窮・零落と農村における過剰人口の増大がすすんだ。

しかし、これら零落農民は工業の未発達により、都市・工業で雇用される数には限界があった。また1910年には、朝鮮の自生的な資本主義発展を抑圧する「会社令」が出されたため、一定の発展をみた工場の資本額ものびなかった。投下資本はもっぱら、金融・運輸部門にむけられ、生産資本にはさほど投下されなかった。

以上のように、農業と工業の二大部門における日本の侵略・支配が、農村から排出された大量の零落農民を海外へ流出させる原因となったのである。

在日韓国・朝鮮人形成の真因が、日本の朝鮮侵略と植民地支配にあることは明白である。

② つぎに、在日韓国・朝鮮人形成の吸収要因

表1. 韓国・朝鮮人の日本への移住および居住状況

年 度	居住人口	増加人口	備 考
1876(明9)	—	—	・江華条約, 開港
1885(18)	1	—	・日本の海軍絶影島侵入
1895(28)	12	11	・日清戦争終結, 日本軍閔妃虐殺
1897(30)	—	—	・大韓帝国と国号を改める
1905(38)	303	291	・日露戦争終結, 保護条約, 義兵闘争, 統監府設置
1907(40)	459	156	・ハーグ密使事件, 伊藤統監高宗退位へ
1908(41)	459	—	・東洋拓殖株式会社設立
1909(42)	790	331	・伊藤博文暗殺
1910(43)	2,246	1,456	・日韓「併合」, 総督府設置, 会社令公布
1911(44)	2,527	281	・第1次世界大戦, 総督府各種法令公布
1912(大1)	3,171	644	・土地調査令施行, 中華民国成立
1913(2)	3,635	464	・地稅徴収規定公布
1914(3)	3,542	93	・第1次世界大戦に参戦
1915(4)	3,989	447	・日本精神を強要
1916(5)	5,638	1,649	・古蹟調査委員会設置
1917(6)	14,501	8,863	・ロシア革命, 朝鮮水利組合令公布
1918(7)	22,262	7,761	・土地調査完了, 米騒動, 第1次世界大戦終結
1919(8)	28,272	6,019	・3・1独立運動, 渡航調節制度
1920(9)	30,175	1,901	・産米増殖計画着手
1921(10)	35,876	5,693	・朝鮮各地で労働スト
1922(11)	59,865	23,989	・渡航調節制度廃止, 自由渡航制
1923(12)	80,617	20,752	・関東大震災, 朝鮮人6千人以上を虐殺
1924(13)	120,238	39,621	・各種労働団体結成
1925(14)	133,710	13,472	・渡航制限制度実施
1926(昭1)	148,503	14,793	・京城帝国大学設置
1927(2)	175,911	27,408	・日本経済恐慌発生, 米価暴落
1928(3)	243,328	67,417	・土地改良令
1929(4)	276,031	32,703	・世界恐慌発生
1930(5)	298,091	22,060	・地方制度改正
1931(6)	318,212	20,121	・「満州事変」
1932(7)	390,543	72,331	・農村振興, 精神作興運動開始, 抗日パルチザン組織
1933(8)	466,217	75,674	・自力更生運動
1934(9)	537,576	71,359	・産米増殖計画中止
1935(10)	625,678	88,102	・—
1936(11)	690,501	64,823	・祖国光復会創立
1937(12)	735,689	45,188	・「日華事変」(日中戦争), 国民精神総動員運動
1938(13)	799,365	64,179	・志願兵制公布
1939(14)	961,591	161,726	・国民動員計画, 創氏改名, 欧州戦争
1940(15)	1,190,444	228,853	・国民総力運動, 東亜日報廃刊
1941(16)	1,469,230	276,786	・太平洋戦争
1942(17)	1,625,054	155,824	・朝鮮徴用令, 増税強化, 朝鮮語学会弾圧
1943(18)	1,882,456	257,402	・学徒兵制を強制
1944(19)	1,936,843	54,387	・朝鮮徴兵令
1945(20)	2,365,263	428,420	・敗戦

第一期 約二万五千人増
「土地調査事業期」

第二期 約二十七万人増
「産米増殖計画期」

第三期 約五十万人増
「兵站基地化政策期」

第四期 約百五十万人増
「強制連行期」

(資料) 人口については内務省警保局調査による。備考については、日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会資料センター『なぜこんなにたくさんの朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか』3ページなどより転載。

(出所) 桃山学院大学人権委員会『定住外国人の人権(改訂版)』15ページ、磯村英一・ほか2名編『講座差別と人権 第4巻 民族』雄山閣、昭和60年、26ページから合成。

を、日本資本主義発達史のなかで考えてみよう。

1914(大正3)年、第1次世界大戦が勃発するや、日本資本主義は「軍需ブーム」、大戦景気にわき、飛躍的な発展をとげた。その過程で、日本国内の農山漁村の次・三男層の離農、都市・工業での吸収、「職工」層の大量登場現象がみられた。

このような背景のなかで、日本国内の労働力不足を補充し、労働者の低賃金を維持するうえで、植民地朝鮮の労働力を移入することは、独占資本形成期の日本資本主義にとって大きな意義をもつものであった。

③ 日本の渡航政策では、1899(明治32)年7月制定の「外国人労働者入国制限法」により、労働者の移住は原則的に認められていなかったが、1910(明治43)年の日韓併合後、この制限法は朝鮮人に適用されないこととなった。

ところが、1919(大正8)年に三・一独立運動がおこると、朝鮮総督府は「朝鮮人ノ旅行取締ニ関スル件」を發布して、独立運動の拡大と波及をおそれ、朝鮮内外への旅行、渡航をきびしく制限した〔なお、つぎの時期の大正11年には渡航調節制度は廃止され、「自由渡航制」にかわった〕。

④ 以上を要約しよう。日本の朝鮮に対する植民地支配により、朝鮮農村に膨大な数の過剰人口が発生し、そのことが零落農民を排出する直接要因となった。他方、第1次世界大戦の軍需景気にあおられた日本資本主義の労働力需要という吸引要因が、前述の排出要因とかさなって、在日韓国・朝鮮人が形成されはじめた。

しかしながら、その吸引は渡航制限の強化、緩和によって調節され、日本資本にとって都合のよい量だけ朝鮮人労働者を「輸入」しようとするものであった。

〔2〕「産米増殖計画期」(1920-1930〔大正9-昭和5〕年)。

① この時期の植民地経営の経済面における基本政策は「産米増殖計画」であった。1921年、総督府は「朝鮮産業に関する計画要項」を作成し、農業分野でのその中心は「米穀の増産」とされ、そのため「産米増殖計画」が立てられた。その時

代背景には、1918(大正7)年8月の米騒動にみられるような日本の食糧問題を、植民地朝鮮において解決しようとする宗主国日本の意図があった。

「緑の革命」の先駆形態ともいべき増殖計画によって、朝鮮における米穀生産高は一定の増産をみたが、問題は生産高に占める輸出高(ほとんどが対日輸出)の比重が、この時期に急増したことである。

また、産米増殖計画の主要内容をなす「水利組合」の設置により、水税(水利組合費)負担と組合のさまざまな奸計により、零細な朝鮮人土地所有者はその土地を安価で売らざるをえなくなり、土地の地主集中、なかんずく日本人所有化=朝鮮人自作農の没落がいっそう進展した。

② 当時、日本の対朝鮮輸出入貿易の構造は、つぎのようであった。

1919(大正8)年、日本の輸出総額中、対朝鮮輸出額は1億8,500万円(8.8%)であったが、これは同年の朝鮮の輸入総額中、65.3%もの比重を占め、1928(昭和3)年にはその比重はさらに上昇して71.5%にも達して、「対日依存度」がいっそう強まると同時に、朝鮮が、日本資本主義の「剰余商品販売市場」となっていたことがみてとれる。

織物・衣類などの日用品の輸入増は、農民の自然経済的生活の基礎である農業と家内手工業の結合に壊滅的打撃を与え、朝鮮工業の自生的発展を阻害しながら農民の階層分化を促進した。

窮乏化した農民は、工業部門における労働力雇用がすくなかった状況下では、一面で農村内で過剰人口として滞留し、そのことが小作料の引きあげ、封建的搾取の強化、したがって農民の貧困をいっそうはげしいものとした。

と同時に、他方でその一部は都市に出て、「土幕民(掘っ建て小屋に住む都市貧民)」となるか、さらに山にはいって「火田民(焼畑農民)」とならざるをえなかった。

さらに、農村で生計の維持ができなくなった農民は、海外へ流出することを余儀なくされた。流出農民は「満州」における植民地産業の労働力、

また日本本土の低廉な労働力として組みこまれていったのである。

③ この時期、1922（大正11）年末には、渡航調節制度が廃止され、自由渡航制に切りかえられた。さらに1923（大正12）年には、大阪—濟州島航路が開設され〔従来は下関—釜山航路〕たこともあって、1924（大正13）年以降の在日朝鮮人人口は、10万人をこえるようになった。

在日朝鮮人は「低賃金・長時間・過激・不潔」と形容される労働に従事し、鉱山および都市工場の下層労働社会に組みこまれ、経済的には景気の好・不況を調節する産業予備軍化された。それと同時に、政治的には日本労働運動の矛先を朝鮮人労働者対日本人労働者の対立という、民族離間をはかる権力の民族排外主義の醸成に利用された。

またこの時期、在日朝鮮人労働者の急増は在日朝鮮人運動の昂揚、および日本の階級運動に重要な地歩を占めるようになった。

当初の短期的出稼ぎは徐々に減少し、都市周縁の工場地帯、土木工事場、河川沿いなどの劣悪な土地に朝鮮人集住地域が、すこしずつ形成されはじめ、それだけ長期居住化の方向にすすみはじめた。

〔3〕「兵站基地化政策期」（1931—1938〔昭和6—13〕年）。

① この時期の貿易構造をみると、朝鮮の総輸出入に占める対日輸出入の比率は、1931年で各々95%、81%、1937（昭和12）年には84%、85%と圧倒的部分を占めており、朝鮮の対日依存度、対日結合度の高さをしめしている。

1930年代、朝鮮において日本の植民地産業、とりわけ軍需的な重化学工業の設立が増加し、労働者数もそれとともに急増した。1939（昭和14）年の労働者総数は、土建労働者および他部門の労働者をくわえて、100万人をこえていた。

しかし、このような朝鮮の工業化は、あくまで中国大陸侵略のためにとられた政策であった。朝鮮の工場・鉱山では、日本からの進出企業により、朝鮮人に対する過酷な労働の強制と搾取がくわえられた。

② まえの時期以来の産米増殖計画は、1934（昭和9）年に中止された。その原因は、産米量の増加にともなう対日輸出量の激増が、農業恐慌下の日本農村に打撃を与えたためである。つまり朝鮮における農業政策は、あくまで日本の都合によるものであった。モノカルチャー化の強制（＝産米増殖という作物の単一化）から、こんどは「北羊南綿政策」へと転換させられ、朝鮮農民はふたたび、深刻な打撃をうけたのである。朝鮮農村の絶対的窮乏化はいっそう深まっていった。

③ 日本の朝鮮に対する植民地支配の深まりとともに、海外へ流出を余儀なくされる朝鮮農民の数は激増の一途をたどる。

この時期、急増した在日朝鮮人に対して、特筆すべきことは、1934年から「日本的同化」を基調とする「協和事業」（在日朝鮮人に対する統制と管理の強化）を実施したことである。一方、朝鮮では神社参拝の強制、皇民化教育の徹底（1937年）、朝鮮語教育の全廃と日本語の常用強制を内容とした「朝鮮教育令」の改正（1938年）があった。

〔4〕「強制連行期」（1939—45〔昭和14—20〕年）。

① 日中戦争の長期化、戦線の拡大にともなう日本人青壮年の大陸戦線への大量動員は、戦時産業に深刻な労働力不足をもたらした。朝鮮においても、兵站基地化政策の強化とともに、軍需産業に大量の労働力が吸収された。

このような時勢下、朝鮮農村からの過剰人口・零落農民の海外流出を待つわけにいかなくなった日本帝国主義は、朝鮮人を日本国内の炭鉱、鉱山、鉄道・ダムなどの土木建設現場、造船部門などへ、有無をいわず、暴力的に強制連行し、強制労働を強いた。

この時期、1925（大正14）年来の渡航制限制度は廃止され、1939（昭和14）年には「国家徴用令」、1942（昭和17）年には「朝鮮徴用令」が発せられ、朝鮮人の日本への集団動員＝強制連行が実施されたのである。

——強制連行の方式の3段階。

- (i) 1939-1941年：「募集方式」。……人員確保のため強制的に集めている点で、強制連行と内実かわらないものである。
- (ii) 1942-1943年：「官斡旋方式」。……朝鮮総督府の「鮮人内地移入斡旋要綱」によるもの。朝鮮人の「隊組織による日本移入」=強制連行が実施された。
- (iii) 1944-1945年：「徴用方式」。……閣議決定「朝鮮人労務者活用ニ関スル方策」(昭和19年2月)、同「半島人労務者ノ

移入ニ関スル件」(昭和19年8月)。昭和19年9月からは、一般徴用令を適用して、もっとも過酷な「徴用」強制連行を実施した。

以上、「募集」「官斡旋」「徴用」という呼称上のちがいがあっても、朝鮮人本人の意志を完全に無視し、暴力的強制のもとに日本に連行、過酷な労働を強制した点において、それらはひとしく強制連行・強制労働というべきものである⁴⁾。

② 1939年から1945年(昭和14-20年)までに、

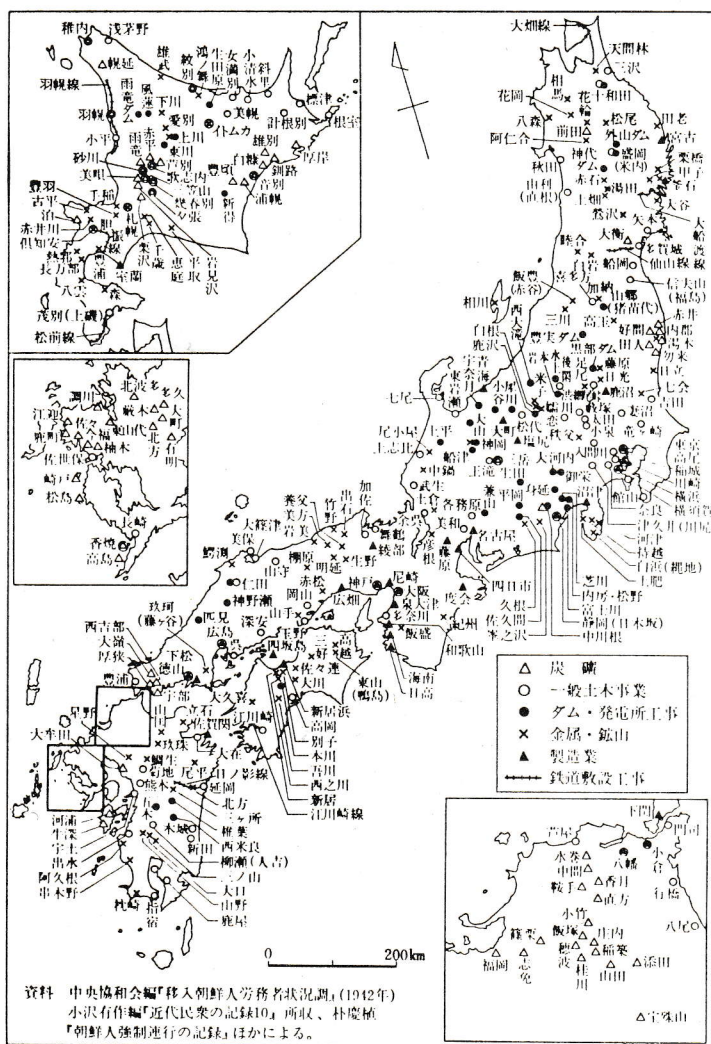
日本本土だけで66万7,000人あまりが強制連行され、サハリン(旧樺太)、南洋方面に労務者として強制連行された者をくわえると72万5,000人、さらに軍人・軍属として徴用された者36万5,263人、優に100万人をこえる朝鮮人が強制連行されたのである。同時に、朝鮮内で動員された数は、450万人にのぼる。

③ 強制連行された朝鮮人労務者は、炭鉱、鉱山、土木建築現場で、「タコ部屋」制度の監視下におかれ、まともな食事も与えられずに、長時間の死線をさまよう強制労働を強いられた。

産業部門別の強制連行の実数をみると、炭鉱では、戦争末期、朝鮮人労働者の比重は、全体の35~40%にも達した。1939-1945年に炭鉱部門には34万人あまりが連行され、その半数は九州に、4分の1は北海道に配置された。

土木建築現場には強制連行の期間、約17万人の朝鮮人が配置された。鉄鋼部門では、敗戦時点で1万2,665人、造船部門では1944年時点で6,100人、8大造船所の労働者総数の8%を占めていた。

以上の叙述に関して、図1「朝鮮人の強制連行先一覧」を参照しては



資料 中央協和会編『移入朝鮮人労務者状況調査(1942年)』小沢有作編『近代民衆の記録10』所収、朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』ほかによる。

(出所) 朝鮮史研究会編・編集代表旗田 巍『入門朝鮮の歴史』三省堂、1986年、201ページ。

図1. 朝鮮人の強制連行先一覧

しい。

(3) 関連統計

日本の敗戦（1945〔昭和20〕年8月）まで、在日韓国・朝鮮人の生活一般は、どのような状態におかれていたか。このことに関連する統計資料をいくつか参照し、その実態をかいまみたい。

①「現場居住型」朝鮮人。——現場居住型とは、労働の現場で生活するもので、ひろくいえば、(a)炭鉱・鉱山での「坑夫」、(b)鉄道・道路・港湾・ダムなどの「土工」、(c)紡績「女工」のように就職先で居住するものなどが考えられる。

とくに(a)(b)のばあいは、山奥や辺地にあり、日本人社会と相対的に孤絶していることが一般的であり、しかも1939（昭和14）年以降は、強制連行により強制労働の現場となったことに重要な特徴がある。

②「都市居住型」朝鮮人。——たとえば、大阪における朝鮮人の居住地域が、その代表格である。在阪朝鮮人の職業を類型化すると、(a)都市土木事業に対応する「土方（土工、土木作業員）」、(b)都市中小工業に対応する「職工（紡績女工もふくむ）」、(c)その他、港湾荷役、工場、土木現場の雑役、手伝いなど「日傭労働者」に三類型化する⁹⁾。表2、表3を参照。

——当時、在日朝鮮人の居住分布においては、以上の①「現場居住型」と②「都市居住型」の2類型が特徴的である。歴史的には、後者②が先行

表2. 強制連行された朝鮮人労働者数

年次	合計	炭坑	金属山	土建業	工場を含む諸産業
1939	38,700	24,279	5,042	3,379
1940	54,944	35,431	8,069	9,898	1,546
1941	53,492	32,099	8,988	9,540	2,865
1942	112,007	74,576	9,483	14,848	13,100
1943	122,237	65,208	13,660	28,280	15,089
1944	280,304	85,953	30,507	33,382	130,462
1945*	6,000	1,000	2,000	3,000
1939 ~45	667,684	318,546	75,749	107,327	116,062

(注) *印は1945年4月より6月まで推計、厚生省労務局。
(出所) 姜在彦・金東勲『在日韓国・朝鮮人—歴史と展望—』労働経済社、1989年、43ページ。

表3. 在日朝鮮人の府県別分布（第10位まで）

1938年末（昭和13年）				1943年末（昭和18年）			
府	県	人	%	府	県	人	%
大	阪	241,619	30	大	阪	395,380	21
東	京	78,250	10	福	岡	172,199	9
福	岡	64,321	8	兵	庫	135,170	7
愛	知	61,654	8	山	口	132,526	7
兵	庫	60,105	8	愛	知	126,325	7
山	口	53,446	7	東	京	123,126	7
北	海	45,439	6	北	海	82,950	4
海	道	24,878	3	京	都	74,079	4
神	奈	16,663	2	広	島	68,274	4
広	島	12,063	2	神	奈	54,795	3
総	数	799,878	100	総	数	1,882,456	100

(注) (1)昭和13年は労働動員のおこなわれる前年である。
(2)昭和19年になると、空襲と疎開で相当に移動している
ので18年をとった。
(3)総数は全国在住人口である。
(4)森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』から。
(出所) 姜・金『在日韓国・朝鮮人』53ページ。

し、前者①が「強制連行」期に急増する。もう一度、図1「朝鮮人の強制連行先一覧」をみてみたい。この図1は①と②の合成分布図になる。

③経済状態。——在日朝鮮人がどのような職業に従事してきたか、その就業状況をすれば、彼らの経済状態の基盤が推測できる。まず、主に「都市居住型」朝鮮人の就業別構成に関する諸統計をみたあと〔表4～表11を参照〕、つぎに彼らの民族差別的な賃金水準をみてみたい〔表12を参照〕。

——本節〔Iはじめに〕の論述に関する主な参考文献・資料を、つぎに列挙しておく。

- 朴 慶植『朝鮮人強制連行の記録』末来社、1965年。
- 朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行強制労働の記録』現代史出版会、1974年。
- 川瀬俊治『もうひとつの現代史序説—朝鮮人労働者と「大日本帝国」』プレーンセンター、1987年。
- 小沢有作編『近代民衆の記録 10 在日朝鮮人』新人物往来社、昭和53年。
- 朴 慶植編「朝鮮問題資料叢書」：第1巻『戦時強制連行・労務管理政策(I)』、第2巻『同(II)』、第3巻『在日朝鮮人の生活状態(解放前)』三一書房、1982年、1981年、1982年。

表4. 在日朝鮮人職業別構成 (1923年)

職業別	人員数	%
学生	1,101	1.3
精神労働者	291	0.3
筋肉労働者		
人夫	61,528	69.7
職工	16,452	18.6
その他の営業者及び無職者	8,890	10.1
合計	88,262	100.0

(出所) 大阪市社会部調査課『朝鮮人労働者問題』大正13年、21-24ページ。

表5. 在日朝鮮人職業別構成 (1928年)

職業別	在留実数	%
学生	12,320	4.7
俸給生活者	3,670	1.4
商工業者	6,883	2.5
筋肉労働者		
工業	19,560	7.4
雑役及び日傭人夫	150,803	56.5
農業	19,370	7.4
その他	52,987	20.1
合計	285,693	100.0

(注) 福岡地方職業紹介事務局管内『朝鮮人労働事情』による。
(出所) 姜・金『在日韓国・朝鮮人』54ページ。

表6. 在阪朝鮮人職業別人口 (1928-1930年)

職業	年月			
	1928年6月	1928年12月	1929年6月	1930年12月
工場労働者	14,690	20,264	23,059	23,704
その他の労働者	13,258	17,497	20,602	17,909
商工業者	3,917	3,589	4,491	28,972
失業者	4,400	3,115	4,732	
学生	2,021	2,765	3,190	
無職者	6,847	7,979	8,668	9,967
計	45,133	55,209	64,742	80,552

(注) 大阪市社会部調査課『本市に於ける朝鮮人の生活概況』(1929年)9-12ページ、三木正一「在阪朝鮮人について」(『大坂』1929年4月号)39-42ページ、内務省警保局『昭和4年中に於ける社会運動の状況』(1930年)1223ページ、大阪府社会課『大阪府社会事業年報』1931年版、279-281ページによる。
(出所) 岩村登志夫『在日朝鮮人と日本労働者階級』校倉書房、1972年、163ページ。

表7. 在阪朝鮮人工場労働者数 (1930年12月)

部門	総数	男	女
ガラス工業	2,622	2,585	37
紡績工業	2,181	256	1,925
メリヤス工業	1,156	631	525
金属工業	1,089	768	321
ゴム工業	916	757	159
その他	15,740	11,702	4,038
計	23,704	16,699	7,005

(注) 大阪府社会課『大阪府社会事業年報』1931年版、279-281ページによる。
(出所) 岩村『在日朝鮮人と日本労働者階級』165ページ。

表8. 兵庫県在留朝鮮人就業構造 (1935年末)

部門	総数	男	女
総人口	46,589	28,829	17,760
土建労働者	7,052	5,590	1,462
工場労働者	6,233	4,131	2,102
港湾労働者	1,556	-	1,556
家事使用人	880	830	50
運輸労働者	667	610	57
商業労働者	421	420	1
農業労働者	304	288	16
鉱山労働者	81	-	81
官吏その他の勤労者	70	61	9
漁業労働者	45	-	45
その他 (労働者小計)	1,670	1,413	257
	(18,979)	(15,025)	(3,954)
商人	1,813	1,623	190
接客業者	405	224	181
小作農	23	22	1
漁民	8	8	-
その他の就業者	556	429	127
小学生	2,494	1,473	1,021
学	84	76	8
在監者	70	70	-
無職者	22,177	8,527	13,650

(注) 兵庫県学務部社会課『兵庫県協和関係一般資料 (協和事業資料第1輯)』(1936年)8-10ページによる。
(出所) 岩村『在日朝鮮人と日本労働者階級』224ページ。

表9. 在日朝鮮人産業職業調べ (1943年)

職業別	人数
有業者	777,023
農林水産業	9,480
鉱業	94,320
製造工業	208,838
	(14.1%)
金属機械器具	102,648
化学工業	47,053
紡織工業	43,953
電気	6,488
その他の製造業	8,196
土建業	220,969
	(15.0%)
運輸通信業	15,754
沖仲仕	26,982
一般日傭	32,830
その他の労働者	66,084
旅館及び料理業	4,751
商業	60,430
自由業	5,116
その他の有業者	31,630
失業者	339
無業者	692,207
総計	1,469,230

(注) 企画院『1943年国民動員計画』より。
(出所) 磯村・ほか編『講座差別と人権 第4巻 民族』29ページ。

表10. 都市貧民層民族別就業構造 (大阪市, 1938年)

(人, %)

部 門	日 本 人			朝 鮮 人			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総 人 口	20,832	19,728	40,560	7,750	6,562	14,312	28,582	26,290	54,872
就 業 者(A)	17,750	4,526	22,276	7,341	1,264	8,605	25,091	5,790	30,881
工場労働者 (B)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
7,483	2,437	9,920	4,173	1,022	5,195	11,656	3,459	15,115	
金属労働者	(39.2)	(9.2)	(31.8)	(41.2)	(10.0)	(35.0)	(39.9)	(9.4)	(32.9)
2,934	223	3,157	1,718	102	1,820	4,652	325	4,977	
皮革労働者	(16.3)	(6.4)	(13.8)	(9.1)	(5.4)	(8.4)	(13.7)	(6.1)	(12.0)
1,218	155	1,373	381	55	436	1,599	210	1,809	
ガラス労働者	(3.1)	(4.3)	(3.4)	(13.6)	(5.8)	(12.0)	(6.9)	(4.7)	(6.4)
232	105	337	566	59	625	798	164	962	
木材労働者	(6.7)	(2.0)	(5.5)	(5.0)	(2.6)	(4.5)	(6.1)	(2.2)	(5.2)
500	48	548	208	27	235	708	75	783	
B/A	42.2	53.9	44.5	56.9	80.9	60.4	46.5	59.7	49.0

(注) 大阪市社会部『本市に於ける不良住宅地区』(社会部報告第241号) (1939年) 42-43ページによる。大阪市の都市貧民層集住地域333箇所について調査したもの。ただし、総人口は就学年齢未満者および在学者を除いたもの。

(出所) 岩村『在日朝鮮人と日本労働者階級』280ページ。

表11. 大都市朝鮮人労働者の就業職種

(1930年)

職 業	神 戸	東 京	京 都
砂 利 採 取	-%	2.4%	-%
鉄 工	20.0	-	3.6
硝 子 工		3.0	-
ゴ ム 工		1.3	-
紡 績 工	-	-	26.4
被 服 工	-	-	4.1
土 工 人 夫	15.0	22.0	28.1
古 物 商	8.0	6.8	4.0
行 商 員		2.7	-
店 員	1.2	-	
沖 仕	8.0	2.1	-
自動車運転手	-	1.4	0.9
牛 馬 車 引	-	-	1.6
その他運輸	-	-	2.6
日 傭 人 夫	2.0	15.8	5.7
自由労働者	15.0	18.7	
屑 拾 ひ	-	4.0	2.4
糞 尿 汲 取	-	-	2.7
其 他 職 業	6.0	16.6	17.9
失 業 職 業 不 明	26.0	2.0	-
合 計	100.0	100.0	100.0

(注) 神戸の計数は、神戸市社会課『神戸市在日朝鮮人の現状』より。

東京の計数は、東京府学務部社会課『在京朝鮮人労働者の現状』より。

京都の計数は、京都市学務部社会課『市内在日朝鮮出身者に関する調査』より。

(出所) 朴 在『在日朝鮮人に関する総合調査研究』新紀元社、1957年、63ページ。

表12. 民族差別賃金 (大阪市, 1923年6月)

(円)

部 門	(a) 朝 鮮 人			(b) 日 本 人			(a)/(b)		
	最 高	普 通	最 低	最 高	普 通	最 低	最 高	普 通	最 低
染 色 工 業	1.90	1.20	1.00	3.00	2.10	1.50	0.63	0.57	0.67
メリヤス工業	1.90	1.30	1.00	3.00	2.20	1.50	0.63	0.59	0.67
紡績工業(男)	2.00	1.20	0.90	2.80	1.70	1.00	0.71	0.71	0.90
ガ ラ ス 工 業	2.00	1.20	0.90	3.50	1.60	1.10	0.57	0.75	0.82
仲 仕	2.50	1.70	1.70	3.00	2.50	2.00	0.83	0.68	0.85
人 夫	1.70	1.00	1.00	2.00	1.90	1.80	0.85	0.53	0.55
土 方	2.50	1.70	1.70	2.80	2.50	2.00	0.89	0.68	0.85
鋳 業	2.30	2.10	1.60	2.80	2.50	1.80	0.82	0.84	0.89
洗 濯 業	1.90	1.80	1.00	2.70	2.00	1.00	0.70	0.90	1.00
農 業(男)	1.70	1.60	1.20	2.20	2.00	2.00	0.77	0.80	0.60
農 業(女)	0.90	0.85	0.85	1.20	1.20	1.20	0.75	0.71	0.71
平 均	1.85	1.54	1.17	2.65	2.02	1.54	0.70	0.74	0.65

(出所) 大阪市社会部調査課『朝鮮人労働者問題』78-79ページによる〔に加筆〕。

II 敗戦後の韓国・朝鮮人問題

(1) 「昭和20年代」の経緯

1945(昭和20)年8月現在、日本本土に居住していた韓国・朝鮮人は、236万5千人あまりに達していた。同年、日本の人口は、7,199万8千人あまりであった。当時、内地人〔日本人〕に対する外地人〔韓国・朝鮮人〕の比率は3.28%となる。

昨今、外国人労働者問題がさわがれている国々のなかで、西ドイツでは、全人口に対する外国人人口比は、1987年が7.6%、1988年が7.9%、フランスでのそれは1982年で6.78%である。

敗戦当時の日本が、全人口比3.28%の「外国人〔韓国・朝鮮人〕」を包んでいた事実(中国人はふくまず)は、重視されねばならない。

1945年8月に200万人をこえた在日韓国・朝鮮人のうち、どれだけの人が帰国したかについては不明な点が多い。森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』(湖北社、1975年。→「同名稿」『法務研究報告書』第43集第3号、昭和30年7月。→厚生省援護局などの資料を整理したもの)によれば、日本政府の責任による引揚げがいちおう完了した、1946年12月末までに引揚げた朝鮮人は、104万328人である。

しかし、その時点での在日朝鮮人数は50~60万人であるから、記録されていない引揚げが40~50万人(〔前述の数値で計算すれば〕もしくは70~80万人)分もあったことになる。

1946年2月17日付けの、日本政府に対する「朝鮮人・中国人・琉球人及び台湾人の登録に関する総司令部覚書」によって、同年3月18日までにおこなわれた登録によると、在日韓国・朝鮮人については、つぎようになっていた。

全在日朝鮮人数 64万7,006名

上のうち帰還希望者 51万4,060名

すなわち、その登録の時点で79.5%の在日韓国・朝鮮人が引揚げを希望したのであるが、実際には50~60万人の韓国・朝鮮人が日本に残留することになったのである。

残留の理由は、いろいろ考えられる。(i)引揚げにさいしてGHQがもち帰り財産に制限をくわえたこと、(ii)当時とくに在日韓国・朝鮮人のほとんどの出身地である南朝鮮地域にコレラがはっていたこと、(iii)政治情勢が不安定であったこと、(iv)日本での生活歴がながい韓国・朝鮮人のばあいには、朝鮮での生活基盤がうすくなり、日本での生活基盤のほうが相対的に強くなったこと、などである。

日本政府はその後、このような現象について「個人の自由意思でふみとどまった」ことを強調している。「あとに50万人にちかい者がこのこったが、これらの大部分は日本内地に早くから来住し、その生活基盤を日本社会に深くきざしている者である」といっている。また、「太平洋戦争期に来日した者は、来日した者の19%以下と推定される」として、強制連行の時期に来日した韓国・朝鮮人の多くが引揚げたことも強調し、韓国・朝鮮人の日本在留がみずからの自由意思にもとづくものである、と主張している。

だが、こうした主張は、日本政府の朝鮮植民地支配の責任を故意にぼかすものである。在日韓国・朝鮮人の本国および日本での生活基盤のことを考えると、戦後在留のそのような傾向は当然のことである。

逆に、200万人をこえる朝鮮人が、わずか1年半ほどのあいだに、4分の3〔以上〕ほども帰国したという事実こそが、植民地支配の結果としてあった、在日韓国・朝鮮人の在留が正常なものでなかったことをしめしている⁹⁾。

GHQは、植民地支配から開放された朝鮮を特殊地位国(special status nations)としたが、在日朝鮮人については、「解放人民(Liberated people)」として「日本人(Japanese)」にふくまれないとしながらも、「日本国民(Japanese subjects)」であったという理由から、「敵国民(Enemy nationals)」としても処遇する方針をとった。

こうした方針は、第2次世界大戦中、連合国側が、日本の朝鮮民族支配の不当性とその独立回復

を承認したカイロ宣言の趣旨によるべき処遇と、占領支配という現実に対応したとりあつかいととの矛盾を、さらけだしたものである。

そして、具体的占領支配政策においては、在日韓国・朝鮮人に対して、さらに「敵国民」または「日本人」というあつかいを強め、食料配給・課税・学校および農地買収などについて、日本の法律に服従することを強制したのである。

また、在日韓国・朝鮮人の国籍について、「昭和20年9月2日以降、ひきつづいて日本に居住する朝鮮人は、日本国籍を保持する」という方針をとりつつ、「連合軍の政策遂行と日本政府の措置は、在日朝鮮人からその国籍をうばい、あるいは新しい国籍を付与するものではない」とし、「国籍の最終決定は、平和会議およびそれに従属する日本と朝鮮間の条約にかかっている」という立場を明らかにした。

国籍に関するGHQのそうした立場は、日本政府によっても同じくとられ、「日本政府は、日本国内に居住する朝鮮人は、いぜん日本国籍を有するものと解すべきであり」、「講和条約の締結までは、特別の定めがあるばあいをのぞいては、従前どおり日本国籍を有するものとしてとりあつかうほかはない」としていた〔昭和24年4月28日最高裁事務総長より参議院法制局長あて回答「在日朝鮮人の請願権および国籍」〕⁷⁾。

ところが、外国人の登録および国民固有の権利である参政権に関しては、日本国民という地位は否定された。つまり、1947年5月2日、勅令第207号として公布、施行された「外国人登録令」は、その第11条において、「台湾人のうち内務大臣の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間これを外国人とみなす」と規定している。

また、植民地支配のもとにあっても、在日朝鮮人には参政権が賦与されていたのであるが、講和条約が発効する〔1952（昭和27）年4月28日〕以前から、あらゆるレベルの参政権が剥奪されていた。

その根拠となったのが戸籍法である。戸籍法は

つねに、国籍の準拠法としてよりも、朝鮮人を排除する民族差別の根拠法として機能してきていることが（「朝鮮戸籍令」1923〔大正12〕年の存在）、戦後もそのまま維持されていた。

以上のように、GHQと日本政府は在日韓国・朝鮮人に対して、講和条約締結〔1951（昭和26）年9月8日調印〕までは、日本国籍を有し、日本国民と同じく日本の法律にしたがうとしながらも、管理を目的とする外国人登録法の適用対象とし、国民固有の権利である参政権を認めないという、二律背反の法理もしくは二重国籍保持者の論理によって、GHQおよび日本政府のいずれも、自己の都合と必要に応じて在日韓国・朝鮮人を処遇したのである。

この時期の日本政府の論理に、戦前の植民地政策への反省はない。在日韓国・朝鮮人の独自の権利要求については、「治外法権を認めない」「日本にいるかぎり日本の法律にしたがえ」という論理で、GHQという援軍もえて、実質的に弾圧したのである。

その後、1952年のサンフランシスコ講和条約の発効を契機に、在日韓国・朝鮮人からいっせいに日本国籍を剥奪して、戦後の新しい国家理念である「国民主権」の、その主権をもつ国民ではなく、文字どおり「外国人」としたのである。

「日韓併合の聖旨」にもとづくならば、あってはならなかったはずの民族差別解消の遂行をはたさず、協和事業というたいそうな国策の「やりのこし事業」（＝戦前的意味における実態的差別の不解消）が存在したにもかかわらず、国籍の離脱措置によってそれをサボタージュできたのである。

そして一方では、「植民地の放棄」という戦後的大義名分があるがゆえに、在日韓国・朝鮮人の非日本国民化＝外国人化は、外見上リーゾナブルなものとして承認されたのである。

まさしく、在日韓国・朝鮮人にとっては、民族解放という政治的解放が、戦後世界の冷戦構造のなかで、人権の「合法的」蹂躪へとつらなっていくたのである。

現在の在日韓国・朝鮮人に対する制度的差別は

ここに起因している⁸⁾。

—1990年現在も、約70万人近い「韓国・朝鮮」籍の「在日」外国人が、雇用・就業面において多くの差別(制度的と非制度的とを問わず)をうけており、この問題の解決への道のりがなお遠い状況は、日本における「外国人労働者」として深刻な事情を意味している。

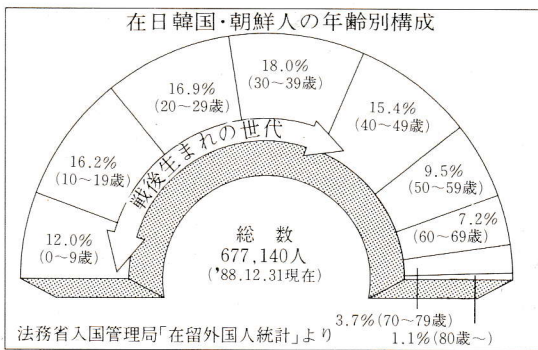
(2) 「在日の論理」

外国人労働者問題の全般的考察に基本でつづじる論点として、在日韓国・朝鮮人の「在日の論理」〔帰国もせず帰化もしないのはなぜか〕を、つぎに考えてみたい⁹⁾。

—一般外国人と比較して、在日韓国・朝鮮人には在留の特殊性がある。この特殊性から抽出できる「在日の論理」は、結局つぎの2点に単純化できる。ここで、図2・図3を参照したい。

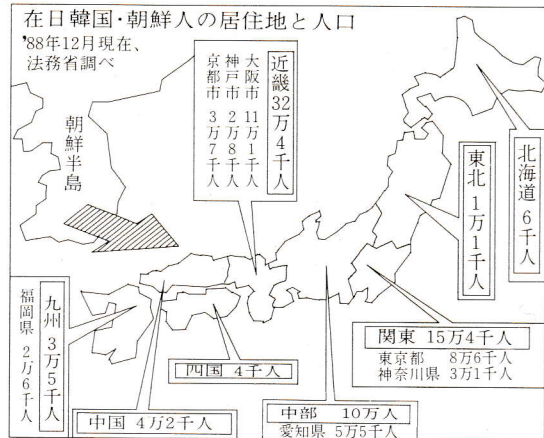
- (i) 日本での生活者であるという事実。→定住性。
 - (ii) 日本国に対する戦後責任の追求。→歴史性。
- この「在日の論理」を引きだすに在日韓国・朝鮮人の特殊性とはなにか。
- (i) 日本生まれの世代が大半であること。
 - (ii) 永住者であること。
 - (iii) 元日本国民およびその子孫であること。
 - (iv) 旅券を所持して入国してきた外国人ではないこと。

「在日外国人」としての在日韓国・朝鮮人は、その「在日の論理」〔定住性と歴史性〕から判断



(出所) 『朝日新聞』1990年3月8日、夕刊。

図2. 在日韓国・朝鮮人の年齢別構成



(出所) 図2に同じ。

図3. 在日韓国・朝鮮人の居住地と人口

して、もはや「外国人」とはあつかえない「外国人」である。にもかかわらず、制度上(主に昭和20年代の日本政府の処遇から生じたもの〔一方的な「日本」国籍の剥奪〕)と非制度上(日本社会に根強くつづく偏見・差別)とを問わない、日本社会における多様な差別、なかでもとくに人間の基本的生存にかかわる雇用・就業機会の獲得という場面において、決定的な差別をうけている事実のみのがせない。

(3) 就業実態

在日韓国・朝鮮人の就業実態を、以下にかかげるいくつかの表〔表13、表14、表15〕をもって説明しよう。

表13「戦前・戦後における在日朝鮮人の職業分布」は、使用者か被用者かの区分を出していないが、そこではとくに、戦後の1952(昭和27)年時点で「日雇労働者」「その他職業」の突出した数値がめだつ。

表14「在日朝鮮人産業別・地位別人員(1954年)」は、経営者と従業員の区分を出した分類であるが、「経営者」の項目を、「従業員」の項目との対照でみればわかるように、「屑鉄類」「遊戯」「料理・飲食」「古物商」など異常に多い。

この数値は、今日の在日韓国・朝鮮人にも多い商売である、廃品回収業、パチンコ屋、焼肉屋という典型的業種を明示している。

表15-(1)「戦後在日朝鮮人の就業形態の推移」、表15-(2)「在日韓国・朝鮮人職業別人口〔1984年〕」は、1959(昭和34)年以降、10年〔5年〕ごとの数値をかかげている。

この表15-(1)と(2)は、表14にみられた基本的趨勢に新しい変化があることをしめしている。それは、技能工・生産工、販売従事者および単純労働者の比率が低下した反面、事務従事者、サービス業従事者、管理的職業従事者が増加しているこ

とである。このことは、ふつう会社員とよばれる職業従事者の増加を意味する。

表15-(1)のなかで、1974(昭和49)年については、在日中国人・アメリカ人も比較されているので、在日韓国・朝鮮人の就業分布の特徴がわかりやすい。

在日韓国・朝鮮人⇔在日中国人⇔在日アメリカ人、それぞれ特色があるが、比較して在日韓国・朝鮮人の就業分布に現れている特徴は、「管理的職業」がすくなく、あいかわらず「古物商」(廃品回収業、主に屑鉄屋)が多いこと、自営工業でも零細性に所属するばあいが多い「その他工業」もめだっている。「単純労働者」「自動車運転手」の多さもめだつ。

以上から推測できることは、在日韓国・朝鮮人のほとんどは、一般民間企業の従業員への就職はもちろんのこと、公務員関係の就業もままならず、そのため、同胞企業への就職や零細の自営事業、個人営業の仕事に就いているか、あるいは単純労働者層に属しているか、あるいは失業状態におかれていることで

表13. 戦前・戦後における在日朝鮮人の職業分布

職 業	1930年	1940年	1952年
農 林 業	20,058名(7.7%)	27,511名(5.2%)	10,156名(5.3%)
水 産 業	1,444 (0.5)	4,094 (0.8)	801 (0.4)
鋳 造 業	16,304 (6.3)	68,636 (13.1)	53 (-)
工 業 一 般	74,396 (28.6)	179,976 (34.3)	24,573 (12.6)
土 建 業	63,770 (24.6)	100,258 (19.1)	19,991 (10.3)
商 業 一 般	17,892 (6.9)	32,563 (6.3)	31,186 (16.1)
古 物 商		38,104 (7.3)	
飲食サービス業	8,956 (3.4)	6,914 (1.3)	5,157 (2.7)
遊 戯 業			7,237 (3.7)
運 輸 業	20,985 (8.1)	36,238 (7.0)	5,878 (3.0)
公務自由業	1,465 (0.5)	10,848 (2.1)	7,237 (3.7)
家事使用人	3,368 (1.3)	4,224 (0.8)	
日雇労働者	19,125 (7.4)	13,927 (2.7)	35,588 (18.4)
その他職業	12,247 (4.7)		46,084 (23.8)
有職者合計	(s)260,010名(100%)	523,293名(100%)	193,911名(100%)
無業者	(a) 24,931 名% = 5.95%	178,580 名% = 14.39%	133,432 名% = 24.90%
従属者	(b)134,068 名% = 37.95%	539,442 名% = 57.84%	208,461 名% = 63.81%
総 計	(c)419,009名% = 62.05%	1,241,315名% = 42.16%	535,804名% = 36.19%

(注) 1930年、40年は国勢調査、1952年は警察調査。無業者とは、学生生徒と失業者。
(出所) 朴 在一『在日朝鮮人に関する総合調査研究』53ページ、69ページより〔に加筆〕。

表14. 在日朝鮮人産業別・地位別人員 (1954年)

産業別	経営者 a	従業員	合計 b	b/a
農 業	7,044	2,553	9,597	1.4
牧 畜	3,329	1,216	4,545	1.4
林 業	1,977	1,793	3,770	1.9
漁 業	376	680	1,056	2.8
紡 績	1,606	5,368	6,974	4.4
機 械	744	4,001	4,745	6.4
ゴ ム	475	2,255	2,730	5.7
籾 藁	1,097	984	2,081	2.0
皮 革	504	1,307	1,811	3.6
製 靴	735	571	1,306	1.7
印 刷	87	476	563	6.4
そ の 他	2,571	15,497	18,068	7.0
土 木 建 築	2,272	24,481	26,753	11.7
屑 鉄 類	9,929	5,682	15,611	1.6
遊 戯	4,255	6,218	10,473	2.4
運 輸	1,049	5,943	6,992	6.7
料 理 ・ 飲 食	4,428	2,480	6,908	1.6
古 物 商	2,572	1,598	4,170	1.6
ブ ロ ー カ ー	1,531	561	2,092	1.4
旅 館	424	272	696	1.6
貿 易	312	297	609	1.9
金 融	139	146	285	2.0
そ の 他	7,341	6,511	13,852	1.9
知 的 勞 働	228	4,240	4,468	2.0
合 計	55,025	95,130	150,155	-

(注) 日本赤十字社「在日朝鮮人の生活の実態」。
(出所) 朴 在一『在日朝鮮人に関する総合調査研究』138ページ。

表15-1). 戦後在日朝鮮人の就業形態の推移

年次 職業	1959年	1969年	1974年		
			朝鮮人	中国人	アメリカ人
技術者	295名(0.2%)	246名(0.2%)	631名(0.4%)	264名(2.0%)	527名(6.3%)
教師	641(0.4)	1,008(0.7)	1,039(0.7)	168(1.3)	1,195(14.3)
医療技術者	370(0.2)	543(0.4)	867(0.6)	704(5.2)	42(0.5)
宗教家	200(0.1)	255(0.2)	274(0.2)	61(0.5)	2,914(34.9)
その他専門的職業	671(0.4)	1,447(1.0)	667(0.4)	224(1.7)	295(3.5)
管理的職業	1,200(0.8)	4,732(3.1)	4,797(3.2)	896(6.7)	1,065(12.8)
事務員	7,065(4.8)	14,530(9.7)	20,769(14.0)	2,616(19.5)	618(7.4)
貿易業	299(0.2)	207(0.1)	185(0.1)	511(3.8)	82(1.0)
古物商	13,434(9.3)	7,802(5.2)	7,494(5.0)	14(0.1)	
その他販売業	13,780(9.3)	23,437(15.6)	23,099(15.6)	3,589(26.7)	358(4.3)
農林業	10,659(7.2)	5,333(3.5)	3,699(2.5)	112(0.8)	30(0.4)
漁業	805(0.5)	477(0.3)	373(0.3)	26(0.2)	2(-)
採鉱	1,531(1.0)	673(0.4)	484(0.3)	3(-)	1(-)
運輸	2,070(1.4)	1,200(0.8)	826(0.6)	63(0.5)	93(1.1)
建設	18,166(12.2)	8,701(5.8)	10,815(7.3)	117(0.9)	9(0.1)
その他工業	32,173(21.7)	33,700(22.4)	34,909(23.5)	730(5.4)	47(0.6)
単純労働者	26,090(17.6)	25,864(17.2)	16,921(11.4)	96(0.7)	1(-)
料理人	3,380(2.3)	1,056(0.7)	1,538(1.0)	1,820(13.5)	10(0.1)
理容・美容師	638(0.4)	1,002(0.7)	1,046(0.7)	411(3.1)	8(0.1)
娯楽場接客員	3,460(2.3)	929(0.6)	795(0.5)	80(0.6)	7(0.1)
その他サービス業	4,262(2.9)	3,638(2.4)	3,025(2.0)	381(2.8)	170(2.0)
自動車運転手	6,733(4.5)	11,805(7.9)	12,861(8.7)	92(0.7)	7(0.1)
芸術家・芸道家	332(0.2)	524(0.3)	703(0.5)	206(1.5)	157(1.9)
文芸家・著述家	218(0.1)	99(-)	116(-)	28(0.2)	85(1.0)
記者		151(0.1)	183(0.1)	43(0.3)	63(0.8)
技術研修		78(-)	401(0.3)	185(1.4)	566(6.8)
有職者計	(s)148,543名(100%)	150,337名(100%)	148,517名(100%)	13,440名(100%)	8,352名(100%)
無職者・不詳	(a)459,088名% = 75.55%	453,375名% = 75.10%	490,289名% = 76.75%	33,504名% = 71.37%	16,681名% = 66.64%
総計	(b)607,533名% = 24.45%	603,712名% = 24.50%	638,806名% = 23.25%	46,944名% = 28.63%	25,033名% = 33.36%

(出所) 磯村・ほか編『講座差別と人権 第4巻 民族』174-175ページ【に加筆】。

ある。

表15-2)にある1984(昭和59)年になると、集計項目に異同があるので単純に比較できないが、前述のように、「管理的職業従事者」「事務従事者」「販売従事者」の増加、これに対する「単純労働者」の減少が顕著である。

しかし、同年の内容についても、在日韓国・朝鮮人が実際に従事している職業・職場の質的性格に関して、前段で指摘された特徴がなおのこされていることに注意が必要である。同じ「管理的職業従事者」「事務・販売従事者」といっても、どのような規模の、どのような会社で「就業」して

いるかといえば、その点で明らかに劣勢・不利があるからである¹⁰⁾。

そうした就業〔職業〕分布の特徴が、日本の経済・社会において韓国・朝鮮人のこうむっている、大々的な差別構造の反映であることは、当然である。

(4) 雇用実態

前項(3)就業実態で論じた現実には、その後かなり変化している。このことは、在日韓国・朝鮮人のまえにそびえたっている、雇用機会の差別的障壁が多少なりとも低くなってきたことを意味する。しかしながら、だからといって、在日韓国・朝鮮

表15-(2). 在日韓国・朝鮮人職業別人口(1984年)

職業	人数	%
医療保険技術者	2,149	(0.3)
技術者	574	(0.3)
教員	1,521	(0.9)
芸術家, 芸能家	1,443	(0.8)
文芸家, 著述家	135	(0.1)
記者	120	(0.1)
科学研究者	121	(0.1)
宗教家	341	(0.2)
その他専門家, 技術家	1,146	(0.7)
管理的職業従事者	13,306	(7.8)
事務従事者	36,784	(21.7)
貿易従事者	221	(0.1)
販売従事者	34,770	(20.5)
農林業従事者	1,871	(1.1)
漁業従事者	266	(0.2)
採鉱・採石従事者	219	(0.1)
運輸・通信従事者	13,515	(8.0)
技能工・生産工程従事者	42,531	(25.0)
単純労働者	7,049	(4.1)
サービス従事者	11,794	(6.9)
有職者 計	(s) 169,876	(100.0)
無職 不詳	(a) $\left\{ \begin{array}{l} 516,572 \\ 687 \end{array} \right.$	$\%_b = 75.28\%$
総数	(b) 687,135	$\%_b = 24.72\%$

(出所) 法務省入国管理局編『昭和60年版在留外国人統計』大蔵省印刷局, 昭和61年, 70-75ページより作成。

人に対する雇用機会が申し分ないほど、平等かつ公平になっているわけではない。

現在〔1980年代の話としておく〕でも、在日韓国・朝鮮人の各学校新卒者の大部分(約9割)が、就職差別による卒業後の不安をいんでいる¹¹⁾。

表16-(1)「民間企業の在日朝鮮人採用実態」(1983年)をみよう。この表16-(1)は、これまで日本企業がおこなってきた、在日韓国・朝鮮人に対する雇用機会差別実態の一側面を表現するものである。これでも、以前にくらべて、かなり差別が改善されてきたであろう結果なのである。本名を使用していない企業の割りあいが多いのは気になる。

さて、1990年度の就職活動において、新卒韓国・朝鮮人学生が感じた実

表16-(1). 民間企業の在日朝鮮人採用実態 (1983年)

これまでに、在日朝鮮人の応募がありましたか	はい……………37社(53%) いいえ……………18社(26%) 不明……………15社(21%)
在日朝鮮人を採用していますか	はい……………38社(61%) いいえ……………22社(35%) 不明……………2社(4%)
採用していない場合、今後採用しますか	はい……………15社 いいえ……………2社
採用している場合、 ・本名で働いていますか	{はい……………12% いいえ……………88%
・学歴は	{中卒……………4% 高卒……………83% 大卒……………6% その他……………7%

(注) 全国在日朝鮮人教育研究協議会『第5回全国朝鮮人教育研究集会資料』より。
(出所) 磯村・ほか編『講座差別と人権 第4巻 民族』194ページ。

態はどうであったか。

在日韓国系日刊紙『統一日報』の実態調査は、こう報告している¹²⁾。

露骨な差別はすくないものの、就職活動のなかで多くの学生が差別を実感、日本社会の差別状況が影を落とし、日本企業への就職をあきらめ、自己規制するケースや、本名学生の約半数が通名で就職する例などが明らかになっている。

また、大阪府教育委員会が、1986年3月、大阪の府立高等学校卒業者の進路を調査した資料がある。表16-(2)を参照したい。

日本企業による差別障壁はなお高く、平然たる民族差別がまかりとおっている。在日韓国・朝鮮籍の新卒者たちが、卒業後の進路にのぞける雇用差別に不安をいだくのは、しごく当然である。

日本政府は「人種差別撤廃条約」を批准してい

表16-(2). 大阪府立高校卒業者に対する就業差別 (1986年3月) [%]

職 種	国籍条項			
	なし	あり	無回答・定めていない	採用実績あり
(a) 事務・一般系	40.4	59.6	-	6.2
(b) 医療系	55.6	30.6	13.8	22.9
(c) 技能・労務系	70.5	26.9	2.6	11.3

(注) 大阪府教育委員会・府立高等学校卒業生進路調査による。
(出所) 姜・金『在日韓国・朝鮮人-歴史と展望-』133-135ページより作成。

ないが、「世界人権宣言」に署名し、「国際人権規約」を批准し(1979年発効)、いちおう「難民条約」も認めている(1982年発効)。けれども、日本社会に根づく生きつづける外国〔韓国・朝鮮〕人差別の排除に積極的にとりくむ姿勢があるようにはみえない。

むしろ、在日外国人人口を比率的に多くかかえる都市部の地方自治体のほうが、外国人差別の除去に努力している。日本政府はこれにブレーキをかける働きさえしているばあいが多々ある。

その証左のひとつに、在日外国人の雇用機会に対する差別、とくに公務員就業志向に対する障壁〔妨害といったほうが適切だが〕がある。

① 公務員採用問題

公務員について、自治省などは「公権力の行使または国家意思の形成への参画」には外国人はふさわしくないとし、在日外国人〔とくに大部分を占めている韓国・朝鮮人〕の排除を合理化してきた。しかし、その自治省も、1986年には、保健婦・看護婦などについては「公権力の行使等の可能性が低い」として門戸開放にむかいはじめ、また1988年には、地方自治体の国籍条項の状況について調査をおこなっている〔全国で1,616人の外国籍職員がおり、そのうち539人が正規職員であった。正規職員中、韓国籍330人、朝鮮籍52人〕。

表17「全国主要自治体公務員採用国籍条項調査結果一覧」は、各地方自治体の門戸開放の状況をしめしている。

表17に読みとれる特徴は、つぎのとおりである¹³⁾。

- (i) 「自治省水準」以下の自治体が存在すること。自治省の通達の存在すらしない市役所があったこと。
- (ii) 排除をあたりまえとする自治体もあること。
- (iii) 門戸開放一周遅れの自治体と、門戸開放から閉鎖へ逆流した自治体さえあること。
- (iv) 全国人事委員会連合会(略称「全人連」)、→都道府県庁・政令指定都市〔札幌、仙台、川崎、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広

島、北九州、福岡〕・そのほか東京23区など大規模な自治体内部の人事委員会の全国組織)は、「昭和61年度・62年度研究報告書」などで、「基本的な採用方針を確立することが望まれる」としていること。

(v) 状況についてまったく無知の自治体もあること。

(vi) 撤廃運動との関係。国籍条項撤廃運動が大きい地方とそうでない地方には、門戸開放に大きな差がみられること。

表18「全国主要自治体職員採用・職種開放状況(1989年6-8月)」は、各職種領域ごとの門戸開放状況をしめたものである。

—日本政府は、行政機関内部の「照会」と「回答」により、国会による論議と批判を経ることなく、「公の権力の行使を担当する官吏となる権利については、国民のみの専有する権利としているのが各国の通例である」とか、「公務員の当然の法理」といった空漠なりくつで、制約基準を形成し、在日韓国・朝鮮人の日本居住の歴史的経緯や生活実態に対する検証をぬきに、「在日朝鮮人の就官能力についても、この法理の解釈適用によって処理しうる」と結論した。

また、地方自治体の公務員についても、地方自治の本旨に対する考察なしに、「国家意思の形成」を「地方公共団体の意思形成」におきかえただけで、国家公務員のばあいの制約基準をそのまま導入し、さらにすすめて「公権力の行使または地方公共団体の意思形成への参画」にたずさわる職につくことが、将来予想される職員の採用試験の受験資格を認めることさえも適当でないとするにいたった。

- (i) 「日本国籍を有しない者は、採用試験をうけることができない」(人事院規則8-19第9条、1967〔昭和42〕年6月1日施行)。
- (ii) (i)は、「公権力の行使または国家意思形成への参画にたずさわる公務員であるかどうかは、当該公務員の任用にかかわる官職の職務内容を検討して具体的に決定すべきものと解する」(1955〔昭和30〕年3月18日付人事院

表18. 全国主要自治体職員採用・職種開放状況(1989年6-8月)

[自治体数(%)]

職 種 状 況	事 務 系 (一般事務・福祉系事務)	技 術 系 (土木・建築・化学 電機・造園など)	医 療 職 (医師・歯科医師・ 栄養士・理学療法 士・はり灸師など)	看 護 職 (保健婦・助産婦・看護婦)
	労 務 系 (給食調理・用務員 土木作業員・清掃員 自動車運転など)	保 母(父)	特 別 職 (非常勤職員・臨時職員)	公 社・公 団・協 議 会
(a) 全面解放	160 (25.4%)	133 (27.3%)	489 (47.5%)	331 (61.0%)
(b) 部分解放	35 (5.5%)	21 (4.3%)	70 (17.6%)	12 (2.2%)
(c) 未開放	436 (69.1%)	333 (68.4%)	139 (34.9%)	200 (36.8%)
(d) 有効数	631 (100.0%)	487 (100.0%)	398 (100.0%)	543 (100.0%)
(a) 全面解放	308 (58.5%)	233 (45.0%)	298 (71.8%)	92 (50.3%)
(b) 部分解放	18 (3.4%)	3 (0.6%)	14 (3.4%)	7 (3.8%)
(c) 未開放	201 (38.1%)	282 (54.4%)	103 (24.8%)	84 (45.9%)
(d) 有効数	527 (100.0%)	518 (100.0%)	415 (100.0%)	183 (100.0%)

在職状況→◎在職自治体111(19.3%), 非在職自治体464(80.7%), 有効数575(100.0%)

(出所) 『コリア就職情報』第12号, 1990年3月, 106-107ページより作成。

事務総長回答) というものよりも, 広範に外国人の受験資格を制限している。

(iii) また, 各地方公共団体は, 一部をのぞき, 日本国籍を有しないことを受験資格の欠格条項としてきた¹⁴⁾。

公務員採用問題に関する根本的検討はのちにゆずり, 民間企業採用実態にすすみたい。

② 民間企業採用問題

法務省入国管理局が昭和62(1987)年の関連統計を整理公表している〔「外国人の就職許可状況」(表19~表23)〕。しかし, これは, 外国から日本に職を求めて入国してきた「外国人労働者」の就業状態に関する資料であり, 「在日」する外国人のそれを説明するものではない。

したがって, 在日外国〔韓国・朝鮮〕人の関係資料は, べつの方面にさがさねばならない。表24「在日韓国・朝鮮人採用実績企業一覧」がそれである。一般の外国人採用とは性質の異なる内容がそれにはある。

表24の冒頭にある「採用実績有無」の欄で, 「本名社員」とか, 「実績はないが採用意志アリ・実力あれば採用する」という文言は, すこし異

様だという感じのものである。この問題ものちにふれることにして, とまかく, 日本企業における韓国・朝鮮人の採用実績を, 表24でみよう。

さらに表25-(1), 表25-(2)もみたい。この表25は, 1984年7月, 『統一日報』紙が日本の株式市場1部・2部上場会社, 外資系企業など1,957社を対象に実施した, 定住する外国人の採用実態調査概要である。そのなかで, 表25-(1)の「通名〔使用〕のばあい本人の意思か〔否か〕」の項目は, 「本人の意思」が100%と出ているが, これは, 当事者〔本人: 被採用者→韓国・朝鮮人〕たちの「証言」にまったく反する回答である。会社がわの回答じたいに問題がありそうである。

日本企業における在日外国〔韓国・朝鮮〕人の採用実績は, 徐々に進展している。あからさまに, あるいはうっかり外国〔韓国・朝鮮〕人採用「お断り(門前払い)！」を口にするような日本企業は, 時代の流れの影響もあってか, 例外的な存在になっている。しかし, 差別する企業がなくなっただけではない。問題は潜在化する要因をかかえている。前出の「本名⇔通名」使用問題は, その心配を裏づけている。

——本節〔Ⅱ敗戦後の韓国・朝鮮人問題〕の論述に関する主な参考文献を、つぎに列挙しておく。

- 前田 一『特殊労働者の労務管理』山海堂、昭和18年。
- 朴 慶植『日本帝国主義の朝鮮支配 上・下』青木書店、1973年。
- 朴 慶植『在日朝鮮人運動史』三一書房、1979年。
- 在日韓国青年同盟中央本部編著『在日韓国人の歴史と現実』洋々社、昭和45年。
- 佐藤勝巳編『在日朝鮮人—その差別と処遇の実態—』同成社、1977年。

表19. 州別、国籍・地域別、年齢及び学歴別外国人就職許可状況 (1987年)

(1) 州別、国籍・地域別		
州 別	人員	国 籍 ・ 地 域 別 人員
ア ジ ア 州	669 (177)	台湾294(82), 中国119(32), 韓国101(24), フィリピン43(15), マレーシア18(4), 香港16(4), タイ14(4), インド11(1), パキスタン10(1), その他43(10)
北アメリカ州	466 (132)	アメリカ424(116), カナダ42(16)
ヨーロッパ州	246 (60)	イギリス110(25), フランス46(15), 西ドイツ29(11), オランダ24(2), イタリア7(1), ポルトガル6(2), その他24(4)
オセアニア州	52 (13)	オーストラリア36(12), ニュージーランド16(1)
中・南アメリカ州	30 (7)	ブラジル15(2), メキシコ2, その他13(5)
アフリカ州	3	エジプト1, その他2
無 国 籍	1	
合 計	1,467 (389)	

(注) ()内人員は女性数で、内数である。

(出所) 『外国人労働者入国問題検討委員会報告書』財団法人入管協会、平成元年より。以下、表23まで同じ。

(2) 年 齢 別		(3) 学 歴 別	
年 齢 別	人 員	学 歴 別	人 員
20 歳 未 満	22	大 学 卒	1,010
20 歳 ~ 24 歳	282	高 校 卒	64
25 歳 ~ 29 歳	546	そ の 他	393
30 歳 以 上	617	合 計	1,467
合 計	1,467		

表20. 外国人就職先企業の産業別構成と業種別

産 業 別	人 員	就 職 先 企 業 の 業 種 別 人員
第二次産業	305	電気102, 機械59, 化学28, 自動車18, 繊維18, 通信10, 鉄鋼5, その他65
第三次産業	1,162	商業280(貿易196, デパート21, その他63) 金融163(証券91, 銀行55, 保険7, その他10) コンピュータ関係77, 建設72, 運輸55(航空17, 海運9, 旅行業26, その他3), 弁護士事務所43, 広告43, 医療32, 報道30, 出版27, 調査研究22, ホテル13, 料理店9, 教育8, 人材派遣7, その他281
合 計	1,467	

表21. 職種別外国人就職許可状況

職 種 別	人 員	主 な 国 籍 別 人 員
翻訳・通訳コピーライティング	333	アメリカ113, 台湾65, 中国32, イギリス28, フランス14, オーストラリア13, カナダ11, 韓国9
技術開発	160	台湾44, アメリカ28, イギリス13, 韓国11, 中国10
貿易業務	150	台湾63, 中国34, アメリカ9, 韓国7
販売営業	140	台湾28, アメリカ27, 韓国16, 中国11, イギリス11
国際金融	72	アメリカ28, イギリス15, 台湾10, 中国4
海外業務	72	台湾17, アメリカ14, 中国9, 韓国9, イギリス6
法律事務	60	アメリカ41, イギリス9, カナダ3, オーストラリア3
情報処理	58	台湾18, アメリカ12, イギリス7, 韓国5, 中国4
設計	53	アメリカ17, 韓国6, フィリピン5, 台湾4, 中国3
調査研究	53	アメリカ27, 台湾7, 中国2, 韓国2, オーストラリア2
経営管理業務	51	アメリカ14, 台湾6, イギリス5, 中国3, フランス3
医療	33	台湾12, 韓国10, 中国4, アメリカ4
広報宣伝	21	アメリカ13, イギリス2, 台湾2
会計事務	14	アメリカ4, 台湾4, カナダ2
教育	13	アメリカ8, フランス2
調理	8	フィリピン2, 中国1, 香港1
報道	7	アメリカ3
その他	169	アメリカ61, フィリピン19, オランダ15, 韓国14
合 計	1,467	

表22. 就職先企業の全従業員数及び外国人社員数

(1) 全従業員数		(2) 外国人社員数	
全従業員数	人 員	外国人社員数	人 員
10人以下	115	1～5人	885
11～30人	101	6～10人	173
31～100人	115	11～20人	59
101～300人	132	21～50人	58
301～1,000人	117	51～100人	7
1,001人以上	191	101人以上	7
不 詳	696	不 詳	278
合 計	1,467	合 計	1,467

表23. 月額報酬額別

月 額 報 酬	人 員
25万円未満	768
25万円以上～30万円未満	190
30万円以上～50万円未満	270
50万円以上	239
合 計	1,467

表24. 在日韓国・朝鮮人採用実績企業一覧 〔1部・2部上場会社、
外資系企業またはそ
れに準ずるもの〕

(1990年3月, あいうえお順)

採用実績の有無 業種	〔A〕 本名社員アリ	〔B〕 採用実績アリ	〔C〕 実績はないが、「採用の意志アリ」「実力があれば採用する」	〔D〕 採用実績はないが、その他外国人の採用実績あるもの
化学・医薬	アイ・シー・アイファーマ 川上塗料 信越化学工業 住友スリーエム 東海ゴム工業 日本シェーリング 日本チバガイギー ローヌ・ブーラン・ジャパン	エーザイ 大倉工業 関西ペイント サンスター 資生堂 住友ゴム工業 田辺製薬 チッソ 中外製薬 ツムラ 筒中プラスチック工業 東京田辺製薬 日本化学工業 日本触媒化学工業 日本精化 日本農薬 ノザワ 藤沢薬品工業 富士写真フイルム 扶桑薬品工業 三井東圧化学 三菱化成 三菱石油 ミドリ十字	グレース・ジャパン 昭和ローディア化学 多木化学 東洋ゴム工業 日本特殊塗料 持田製薬	エイボン・プロダクツ 協和醸造工業 コニカ 昭和シェル石油 第一工業製薬 東邦化学工業 日本化薬 日本合成ゴム 日本ヘキスト バイエル薬品 久光製薬 丸尾カルシウム 丸山工業 三菱瓦斯化学
52社 (100.0%)	8社 (15.4%)	24社 (46.2%)	6社 (11.5%)	14社 (26.9%)
機械・電気・家電	朝日ナショナル照明 アマノ 石井鐵工所 石川島播磨重工業 岩崎電気 印刷機械貿易 インテルジャパン エヌ・デー・エヌ東洋ベアリング キング工業 ケンウッド サンケン電気 三洋電機 住友電気工業 ソニー ダイフク 大真空 高岳製作所 タバイエスベック 田淵電機 東芝 東和エレクトロン 日本アイ・ビー・エム 日本光電工業 日本テキサス・インスツルメント 日本電気 日立製作所 富士ゼロックス 富士通 ブラコー 油研工業 横河電機 ローム	アイダエンジニアリング 天辻鋼球製作所 安藤電気 和泉電気 ウォルブロー ファーイースト 大隈鐵工所 大阪ダイヤモンド工業 大崎電気工業 大隈豊和機械 加地鉄工所 グローリー工業 K O A (旧興亜電工) 神戸発動機 光洋精工 国産電機 栄輪業 芝浦製作所 蛇の目シン工業 シンボ工業 スタンレー電気 太陽誘電 ツガミ ティアック 東京機械製作所 東芝タンガロイ トリニティ工業 日機装 日新電機 日立機電工業 フォスター電機 富士電機 扶桑興業 プラザー工業 マキタ電機製作所 マックス 松下電器産業 松下電工 明電舎 メジャレックス・ジャパン 森田ポンプ	オリジン電気 桐生機械 シンガー日鋼 神鋼造機 日本タイプライター 日本ティ・アンド・ビー 日本ムーグ バイオニア	オルガノ 栗田工業 酒井重工業 山水電気 三精輸送機 澁谷工業 新ダイワ工業 ダイキン工業 タダノ タムラ製作所 田村電機製作所 千代田化工建設 J U K I (旧東京重機工業) 東光 東芝機械 日本ビクター 日本ファーンレス工業 日立建機 三浦工業 リケン 若山精密工業
101社 (100.0%)	32社 (31.7%)	40社 (39.6%)	8社 (7.9%)	21社 (20.8%)
金融・証券・損保	協和銀行 コスモ証券 東京銀行 三洋証券 住友銀行 住友信託銀行 住友生命保険 全労済 太陽神戸銀行 日興証券 平和生命保険 丸万証券 山一証券	アリコジャパン 大阪銀行 関西銀行 紀陽銀行 三和銀行 ジャーディン・フレミング証券 泉州銀行 第一証券 第百生命保険 大和証券 千代田火災海上保険 同和火災海上保険 ナショナル証券 日本勸業角丸証券 日本信販 日本団体生命保険 広島銀行 安田生命保険 和光証券	近畿銀行 東京証券	岡三証券 福岡銀行 芙蓉総合リース 北洋銀行 山種証券
39社 (100.0%)	13社 (33.4%)	19社 (48.7%)	2社 (5.1%)	7社 (18.0%)

業種 採用実績の有無	〔A〕 本名社員アリ	〔B〕 採用実績アリ	〔C〕 実績はないが、「採用の意志アリ」「実力があれば採用する」	〔D〕 採用実績はないが、その他外国人の採用実績あるもの
水産・ 鉱業・ 建設・ 電気工事 39社 (100.0%)	大林組 勝村建設 金下建設 関電工 大成建設 大和ハウス工業 東海興業 東急建設 日本水産 日本舗道 松村組	奥村組 鹿島建設 北日本通信建設 協和電設 熊谷組 小松建設工業 佐藤工業 山陽電気工事 積水ハウス 銭高組 東海電気工事 東北電気工事 南海建設 日魯漁業 日本国土開発 日本電通建設 真柄建設 ミサワホーム ライト工業	大末建設 宝幸水産	住友林業 間組 日立プラント建設 不動建設 保安工業 前田建設工業 森本組
商 業 58社 (100.0%)	アーサー・テンドーセン・アンド・カンパニー いなげや すかいらく ダーバン 中央スバル自動車 藤井 三菱商事 レナウン ロンシャン	稲畑産業 内田洋行 大木 オンワード樺山 ゴールドウィン 三菱石油 三陽商会 サンリオ 上新電機 新興産業 中央自動車工業 蝶理 デニーズジャパン 東急ストア 東京スタイル 巴商会 十和 ナガホリ日本コダック 日本ダイナパート 日本ダクロシャムロック 日本マタイ 日本ユニシス 野村 パーカー・ハネフィン日本 ペンタックス・カールツアイス マツヤデンキ 丸紅 ミズノ 三谷商事 八百半デパート ヤマエ久野 山田工業 ヤマナカ ユアサ産業 ルードルフ商会 ワキタ	伊藤忠商事 ゼニア・ジャパン 長瀬産業 日本オットー ホスバル ユーロ通商	チヨダ靴店 椿本興業 東京エレクトロン 日製産業 ニチモウ 湯浅商事
食 品 23社 (100.0%)	キューピー 日本マクドナルド	アサヒビール 伊藤ハム 江崎グリコ 菊正宗酒造 サッポロビール サントリー 宝酒造 中京コココーラボトリング ナガサキヤ 中村屋 日本ハム 不二家 増田製粉所 モロゾフ	中部飼料 東福製粉 日本製粉	エスピー食品 明治製菓 森永製菓 森永乳業
自動車・ 精密・ その他工業 37社 (100.0%)	愛知機械工業 オーバル機器工業 キャノン 黒田精工 日産自動車 日本ケーブル・システム 日本メディカル・サプライ ミノルタカメラ 武藤工業 リコー	いすゞ自動車 伊藤喜工作所 大阪トヨペット 河合楽器製作所 島野工業 信越ポリマー ダイハツ工業 東海ティールダブリュー トピー工業 日本化学工業 ブリヂストン 本田技研工業 三田工業 三菱鉛筆	エヌエスケイ・ワーナー CBS・ソニーグループ 住建産業 トプコン (東京光学機械) ニフコ	愛知時計電機 金門製作所 昭和製作所 タカラスタンダード 東京精密 日本バルカー工業 光村原色版印刷所 ヤマハ発動機

採用実績の有無 業種	[A] 本社員アリ	[B] 採用実績アリ	[C] 実績はないが、「採用の意志アリ」「実力があれば採用する」	[D] 採用実績はないが、その他外国人の採用実績あるもの
繊維・紙 16社 (100.0%)	太陽毛絲紡績 日本フェルト ヒラボウ ワコール 4社 (25.0%)	鐘紡 クラボウ グンゼ 昭和プロダクツ 大昭和製紙 大東紡織 ユニチカ 7社 (43.7%)	大和紡績 チューエツ 富士紡績 ラバブル 4社 (25.0%)	サイボー 1社 (6.3%)
鉄鋼・非鉄・金属製品・窯業・ガラス 30社 (100.0%)	安治川鉄工建設 神戸製鋼所 酒井鉄工所 3社 (10.0%)	アイコー (株)有沢製作所 ウッデホルム 大阪セメント 大阪チタニウム製造 京都ダイカスト工業 高周波熱練 三協アルミニウム工業 三和シャッター工業 住友金属鉱山 タツタ電線 知多鋼業 中部鋼飯 TYK(東京窯業) 東陶機器 東洋刃物 日本アルミニウム工業 日本製箔 古河電気工業 モルガナイト・カーボン リンナイ 21社 (70.0%)	東海金属 東洋防水布製造 日本フォスベル 三菱金属 4社 (13.3%)	川口金属工業 三菱製鋼 2社 (6.7%)
電力・ガス 20社 (100.0%)	アイネス NTT 大坂ガス 国際観光会館 丹青社 中国電力 ロベコ 7社 (35.0%)	高圧ガス工業 コマ・スタジアム 新阪急ホテル 大広 東京會館 東宝 中日本興業 日本たばこ産業 丸紅建材リース 9社 (45.0%)	大和工商リース につかつ 2社 (10.0%)	西武ガス 広島ガス 2社 (10.0%)
不動産・運輸・倉庫 31社 (100.0%)	玉井商船 リクルート 2社 (6.4%)	伊勢湾海運 大阪商船三井船舶 学習研究社 カデリウス不動産 京成電鉄 京阪電気鉄道 三和倉庫 全日本空輸 大日通運 中央倉庫 日本エアシステム 東急不動産 トナミ運輸 南海電気鉄道 ニチモ 日本輸送機 広島電鉄 三井埠頭 18社 (58.1%)	京王帝都電鉄 東京急行電鉄 日本イーエヌエス 日本航空 日本石油輸送 日本飛行機 6社 (19.4%)	乾汽船 川崎汽船 太平洋海運 ナビックスライン(山下新日本汽船) 日本テレビ放送網 5社 (16.1%)
流通 25社 (100.0%)	西武百貨店 西友 そごう 東急百貨店 長崎屋 阪急百貨店 阪神百貨店 7社 (28.0%)	イズミヤ 伊勢丹 イトーヨーカ堂 近鉄百貨店 壽屋 ジャスコ ダイエー 大丸 ニチイ 日本シベール・ヘグナー 平和堂 丸井 ヤナセ 13社 (52.0%)	日本ビザハット パルコ 2社 (8.0%)	イズミ 松板屋 松屋 3社 (12.0%)
計 471社 (100.0%)	108社 (22.93%)	235社 (49.89%)	50社 (10.62%)	78社 (16.56%)

(出所)『コア就職情報』第12号、1990年3月、44-49ページより作成。

表25-(1). 日本企業の外国人採用実態〔1〕

(1)~(4)は会社数(%), (5)(6)は人数(%)

(1) 外国人採用にあたって国籍による制限があるか	ある 7 (1.1)	ない 602 (95.1)	無回答 24 (3.8)	合計 633社
(2) いままで外国人採用の実績があるか	ある 301 (47.6)	ない 307 (48.5)	不明 25 (3.9)	633社
(3) 過去、在日韓国・朝鮮人から応募があったか	ある 249 (39.3)	ない 351 (55.5)	不明 33 (5.2)	633社
(4) 在日韓国・朝鮮人の採用実績は	ある 223 (35.2)	ない 375 (59.3)	不明 35 (5.5)	633社
(5) (4)で在日韓国・朝鮮人被採用者の名前は	韓国・朝鮮名 64 (24.5)	日本名 189 (72.4)	不明 8 (3.1)	223社 261人
(6) (5)で日本名のばあいは本人の意思か	本人の意思 189 (100)	会社 0 (0)		189人

(出所)『統一日報』1984年7月25日より作成。

表25-(2). 日本企業の外国人採用実態〔2〕

人数(%)

(1) 被採用者の国籍別の人数は	韓国・朝鮮 811 (64.4)	中国・台湾 186 (14.7)	その他アジア 71 (5.6)	欧米・その他 191 (15.2)	276社	回答 会社 社数
(2) 被採用者の働いている分野は	事務系 278 (29.3)	技術系 240 (25.3)	営業系 218 (23.0)	その他 212 (22.4)	256社	
(3) 在日韓国・朝鮮人被採用者の学歴は	大・大学院 89 (15.2)	高専・短大・専門 35 (6.0)	高校 442 (75.8)	中学 12 (2.1)	その他 5 (0.9)	

(出所)『統一日報』1984年7月25日より作成。

Ⅲ 在日外国人：定住外国人と一般外国人

(1) 定住外国人と一般外国人の混同

韓国・朝鮮人を植民地支配下においた旧日帝が、その植民政策の歴史的経緯のなかで発生させた在日韓国・朝鮮人問題は、どのように認識したらよいか。

主要先進国を自認する国々のうち、その地に1世の代から4世の代まで居住している「住民」に、「市民権」「参政権」を与えない国は、たいへん珍しい。

「日本の常識は世界の非常識」(竹村健一)。

主要先進諸国において、「永住権」「市民権(参政権)」を外国人に付与するさいの「居住〔基準〕年数」は、およそ5年がめやすである。在日韓国・朝鮮人の日本居住歴は、平均的にその10倍以上の期間におよんでいる。

国籍付与・認定における血統主義か生地主義かという論点以前の問題が、この国にはある。

日本では外国人であることが罪なのである。

日本では外国人は外国人であるがために、常に差別を受けるという動かし難い事実があるのです。仮に日本で仕事をしていくとしたら、これは大きな障害となると思うのです。

……日本人はアメリカ人と違い、外国人を仲間として受け入れようとはしないのではないのでしょうか。日本人は外国人に対し、たとえどんなに長く日本に住もうとも、「よそ者」であるということなのでしょう¹⁵⁾。

——高階菖子『パリの放課後——子供たちとの海外体験——』(中央公論社, 1989年)は、いう¹⁶⁾。

日本人は“自分たちとちがうもの”がきらいなのだ。

日本は、すべての人が同じであることを要求する。少数派は無視されるか、排斥されるかなのだ。少数派が重んじられる社会にならなければ、個性豊かな人間は育たないし、真の国際人も生まれまいだろう。

残念ながら、日本にはまだ外国から帰った日本人を受け入れるおおらかな地盤があるとはいえない。これは、外国帰りの日本人のみに限ったことではない。

身内の日本人同士でもこのありさまである。だから、在日韓国・朝鮮人に対する偏見・差別（→処遇のありかた）は当然だ、などとはいえない。日本社会にはそれ以外にも多種の差別問題が存在する。日本政府は、それらの差別問題の解消・根絶に能動的にとりくんでいない。在日韓国・朝鮮人問題はいうにおよばず、自国内のほかの差別諸問題も直視しながらない。

① 国籍選択権の問題。——ナチス・ドイツが隣国オーストリアを併合したのは、日本の朝鮮〔韓国〕併合とほぼ同じ事例とみてよい（その期間は、オーストリアは7年であったが、朝鮮は36年におよんだ）。

前節Ⅱでもふれたように、日本のばあい、朝鮮〔韓国〕人の「日本国籍」喪失は、条約上に明文規定もなければ、特別立法もなく、一片の行政通達によってなされた。しかし、西ドイツでは、1956年5月に制定された特別立法によって処理されている。

すなわち、オーストリア併合によって強制付与された「ドイツ国籍」は、オーストリア独立の前日に消滅すると規定するとともに、一方でドイツ国内に居住するオーストリア人〔在日韓国・朝鮮人にあたる〕は、自己の意思によりドイツ国籍を回復する権利を有する、と定められた。いわゆる国籍選択権が認められたのである。

かつての同盟国であった日本とドイツであるが、この問題についての対処のしかたには「雲泥の差」がある。

ドイツでは、オーストリア独立の時期に合わせてドイツ国籍を喪失せしめたが、日本のばあい、南北朝鮮〔大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国〕の建国時点〔いずれも1948年〕は無視して、日本の主権回復時点（1952年）を基準とした。

また、在独オーストリア人にはその意思によ

ってドイツ国籍取得を保障したが、在日韓国・朝鮮人のばあい、その意思が問われることはまったくなく、一方的に日本国籍は剝奪された。

その結果、在日韓国・朝鮮人が日本国籍を取得するには、すべて一般外国人と同じ「帰化」審査の門をくぐるしかなかった。したがって、その可否は完全に日本がわにあり、オーストリア人が決定（意思表示）権をもったドイツのばあいとは、まったく対照的である。

日本は、在日韓国・朝鮮人をめぐる歴史的背景を捨象して、安易に一般外国人と同列にあつっているのが現状である¹⁷⁾。

ところで、松本邦彦「在日朝鮮人の日本国籍剝奪——日本政府による平和条約対策研究の検討——」¹⁸⁾は、1950年の「回復」想定への転換にいたるまで、日本は、在日韓国・朝鮮人に対しては一貫して国籍「選択権」を想定していたことを明らかにしている。そのさい、日本国籍を選択しない者の帰還、もしくは日本政府の送還権が要望されていた〔「選択権」プラス「送還権」〕。

しかし、現実の結果は、在日韓国・朝鮮人から一方的に日本国籍を剝奪し、一括して外国人として管理する方式を選択したことになった。

このように、植民地支配についての日本政府の無反省は、在日韓国・朝鮮人政策のみならず、国籍問題処理にも影響をしていた。

日本外務省の在日朝鮮人認識〔アメリカに訴えていた点〕は、在日韓国・朝鮮人は「やっかいなお荷物」というものである。そこには、韓国・朝鮮、台湾に対する植民地支配の正当化と、在日韓国・朝鮮人の「在日」経過については政府の責任を回避するという、ふたつの論理が存在している。

日本政府のそうした無反省な対処が、1950年9月には、在日朝鮮人の「朝鮮国籍回復プラス選択（権）」との想定から、「朝鮮国籍回復（そして日本国籍剝奪）」へと変化したところに、現れている。

ときの日本首相吉田 茂〔大の朝鮮人嫌い・蔑視観のもち主〕は、当時の国会審議において、外国籍の在日朝鮮人の存在が少数民族問題になると

いうある議員の発言に対して、日本国籍の在日朝鮮人が問題だというみかたをしめしていた。

どの道、日本社会の対韓国・朝鮮人観がその後もあまりかわっていないのであれば、昭和20年代に積みのかされた在日朝鮮人「国籍〔選択〕」問題は、いぜん今日的な検討課題である。

② 「定住外国人」概念。——日本国家は、在日韓国・朝鮮人が「定住外国人」であるという事実を、明確に承認しなければならない。そのうえで、「日本人とかわりないから」ではなく、歴史的経緯と生活の実態から、市民生活上のあらゆる権利は、内外人平等原則によって徹底的に保障されなければならない。

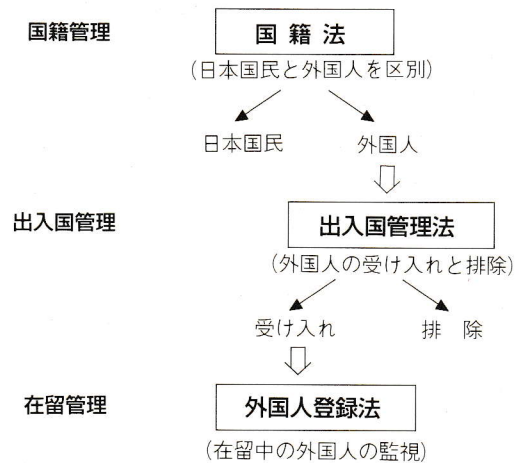
在日韓国・朝鮮人の定住外国人としての生活と意識は、不可避的に日本国家と韓国・朝鮮民族とにまたがる二重性をもつ。だが、二重であってはならない、と国家が裁定を下すべき性質の問題ではない。二重性を認めることは、究極には日本社会にとっても、マイナスではないはずである¹⁹⁾。

(i) 日本の外国人管理のしくみ。……日本の外国人管理行政の骨格をかたちづくるのは、図4のように、国籍法・出入国管理及び難民認定法・外国人登録法というみっつの法制度である²⁰⁾。

国籍管理。日本国籍をもっているか否かによって、日本国民と外国人が区別される。日本に代を重ねて永住している外国人に子供が生まれても、その子供は日本国籍を取得できない。→血統主義のため。これは、在日韓国・朝鮮人に対する法制上の根本的差別を形成する。

外国人が日本国籍を取得して日本国民になることを、日本の国籍法では「帰化」と名づけている。日本の帰化行政では、「同化要件」が重要なポイントとなる。その同化要件は、「生活上の適応力」「他民族性の放棄」「日本への帰属意識」のみっつである。

このような同化主義的な帰化行政の対象が、きのうきょう日本に入国した「外来外国人」ではなく、日本社会に定着している「定住外国人」(その大半が韓国・朝鮮人)なのである。日本政府にとって、彼らは、もはや本国への自発的な帰国も



(出所) 吉岡増雄・山本冬彦・金 英達『在日外国人と日本社会』社会評論社、1984年、101ページ。

図4. 日本の外国人管理システム

望めず、かといって強制的に帰国させることもできない「やっかい者」たちである。

日本の帰化行政は、これらの外国人をできるだけ日本社会のなかに融けこませてしまおうとするものであって、その政策目的は定住外国人の少数民族化の防止にある。

そのような同化主義的施策は、少数者排除の論理であり、異端者抹殺の思想である。異なった文化との共存否定、日本社会の国際化に逆行する大和民族優越意識、他国侵略の精神的基盤を培うなど、これらは病人・高齢者のような社会的弱者になる運命を誰もが背おっている日本国民自身に、いずれはねかえてくる問題である。

出入国管理。日本当局(法務省入国管理局)の行政指針は、「反共産主義」と「同質性社会の維持」にある。

そのうち、後者「同質性社会の維持」は、具体的には「外国人の長期在留は抑制」「移民うけいれは拒否」「外国人労働者の導入否定」という政策として実行されている。

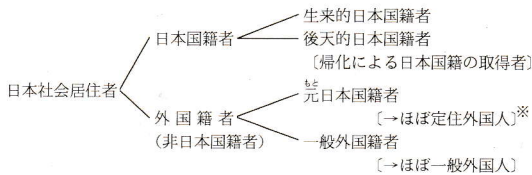
「難民条約」を批准した日本ではあるが、本心では難民のうけいれを拒否したいことにはかわりはない。その批准は、国際社会の批判をかわすためのゼスチャーにすぎない。

最近、「外国人労働者問題」が、この国の出入国管理行政の根幹を動揺させている事実を、われわれはみている。

在留管理〔在留活動の監視〕。外国人登録制度は、国家管理の強権性がむきだしになっている。それは、「原票の整備」「指紋押捺」「登録証の常時携帯義務」「刑事罰」などの機能をもち、日本に住む外国人にとってたいへん重圧となっている。

(ii) 在日外国人の分類とその処遇²¹⁾。……日本政府の外国人に対する施策は、その生活実態や在在の経緯を考慮していない、画一的なものである。

日本国籍の有無による日本社会居住者の分類。



※印の「元日本国籍者」〔≒定住外国人〕には、1952（昭和27）年4月28日サンフランシスコ講和条約が発効し、日本が独立を回復した以後に生まれた「元日本国籍者」の子孫もふくまれる。

居住歴による外国人の分類。(a)「短期在留者」(90日以内：旅行者〔外国人登録をしない〕)、(b)「中期在留者」(5年未満：商用、報道、留学など〔外国人登録をする〕)、(c)「永住的在留者」(在日外国人、5年以上：〔これは「帰化」許可申請の居住要件である〕)。

「永住的在留者」は、さらに、つぎのように分類される。

- (c)-1 「5年以上在留者」
- (c)-2 「日本国籍者の家族（配偶者・親・子が日本国籍者）」
- (c)-3 「旧植民地出身者およびその子孫」

これらの外国籍者のうち、(c)-3のりびとは、もともと日本社会とのむすびつきが強く、もはや日

外国籍者系列					(ウ) 日本国籍者系列
(ア) 非永住的在留者		(イ) 永住的在留者			
短期在留者	中期在留者	5年以上在留者	日本国籍者の家族	元日本国籍者 旧植民地出身者・その子孫	生来的日本国籍者
日本社会居住者					後天的日本国籍者
					日本国家構成員
日本社会構成員					

(出所) 吉岡・ほか『在日外国人と日本社会』23ページ。

図5. 日本社会居住者一覧

本以外の地に生活の根拠をおくことは、きわめて困難な状況にある。

以上は、図5「日本社会居住者一覧」に整理される。

(2) 定住外国人の生活と権利

前出図5のなかで、日本社会構成員とりわけ「元日本国籍者・旧植民地出身者およびその子孫」について、考えてみたい²²⁾。

彼らは、日本に生活の根拠を全面的においている。彼らは、単に日本社会居住者であるというだけでなく、もっと深く日本社会にはいりこみ、日本人とともに生活をしている。商売の相手は日本人であるばあが多いし、永年、政府や自治体に税金をおさめ、日本式の生活習慣を身につけている。近年になって、日本人との結婚も増加し、その結果、日本人との「混血」者も増えつつある。

彼らはだから、客観的にみれば日本社会の居住者であると同時に、事実上の「日本社会構成員」である。

日本社会は、けっして日本人だけのものではない。外国籍の永住者、とりわけ在日韓国・朝鮮人、台湾人にも共有されている。たとえ外国籍であっても、日本社会の事実上の構成員としての重さをもった彼らの現実のありように照らして、その生活権は確実に保障されねばならない。このことは、

かつての植民地支配の責任を考えれば、なおさらである。

ところが日本政府は、そうした生活実態をもつ外国人、とくに韓国・朝鮮人に対して、前述のような基本的事実を無視し、図5中の「(ア)非永住的在留者(=旅行者的外国人)」に対するものと同じ処遇しか、与えようとしてこなかったのである。

その処遇は、つぎの諸項目に要約して表現できる。

- (a) 入管法(出入国管理及び難民認定法)による退去強制条項の適用。
- (b) 外登法による外登証の常時携帯義務、5年に1度の指紋押捺(以前は3年に1度であったが、その後の撤廃運動によって16歳時に1度のみ押捺に変更)の強要。
- (c) 公務員・教員採用などからの除外。
- (d) 社会保障諸制度からの除外。
- (e) 公営住宅入居・公的住宅資金融資機関からの除外。

—なお、(d)と(e)は、さまざまな運動の成果もあって、1980年代前半にしだいに「除外」が撤廃されている。しかし、それは「難民条約」の批准(1982年)にともなう措置が多い。

外国籍者系列の永住的在留者のうち、在日韓国・朝鮮人、台湾人にたいしては、日本政府の植民地支配の責任をつぐない、これまで彼らに与えたさまざまな不利益による生活破壊を救済するための特別立法措置が必要である²³⁾。

(3) 国家の倫理、社会の感情、企業の論理

明治以来、ながいあいだをかけてこの国に定着してきた、韓国・朝鮮〔人〕蔑視観(他律史観・停滞史観・「日鮮同祖」論)は、日本の国家・社会・人間に骨がらみの精神構造となっている。したがって、これを除去し、根絶するには、意識的な努力をもってしても、そうとうの期間がかかることを覚悟しなければならない。

ごく最近、日本政府の某大臣が、日本は過去アジア諸国を侵略したわけではないなどと、平然と

いいはなった。いくらなんでもひどい発言だということで、彼はその後、罷免させられた〔ほんとうは、中国・韓国からの猛反発・批判を配慮した処置だが……〕。日本社会には、そういった発言を「正当」とみなし、支持する勢力も多い。

明治初期の「征韓論」にはじまり、同後期の「日韓併合」、大東亜戦争までの韓国・朝鮮民族「同化政策」、敗戦後の「戦後処理問題」における責任放棄、現在にのこされた在日韓国・朝鮮人差別状況に対する改善努力の怠慢などは、今日日本における韓国・朝鮮人蔑視観を形成してきた歴史的諸要因である。

とくに敗戦直後、当時の深刻な経済情勢に対する一般庶民の不満・怒りのはげ口として、「第3国人」の朝鮮人・台湾人がえらばれ〔世界大恐慌のあと、深刻な経済状況にあったドイツで、ユダヤ人がスケープ・ゴートとされた事実を想起せよ〕、このことが外国人登録法(当初は外国人登録令)制定の一般的背景になっていたことは忘れてはならない²⁴⁾。

韓国・朝鮮人が「在日」化するにいたった経過は棚あげし、この「やっかい物」をどうするかという日本政府がわの都合²⁵⁾は、当時の日本社会の感情にもかなっていたのである。また、この日本社会の感情〔世論〕づくりには当時のマスコミが大きな役割をになっていたこともみのがせない。

日本は、「敗戦処理」という戦後責任を回避し、在日することになった韓国・朝鮮人〔台湾人〕の処遇を、囚人的・奴隸的状态にそのままとめておくという暴挙を犯したのである。

日本は在日韓国・朝鮮人たちに「国籍選択権」〔当時すでに国際法上、当然視されていたもの〕を提供するどころか、その権利を一方的に剥奪し、今日まで、彼らをあたかも勝手な闖入者のごとくあつかってきたのである。

「人道」「人権」ということば、概念とは無縁の生活状態に呻吟させられてきたというのが、在日韓国・朝鮮人たちのいつわらざる所感である。

1965(昭和40)年に調印された、韓日条約における在日韓国人の「法的地位協定」をめぐる、

当時の日本マスコミは、こういていた。

韓国〔朝鮮〕人＝外国人に日本人に「準じる」処遇を与えるものとすれば、日本において特権的な地位を彼らに付与することになる。そうなると、日本国内に解決困難な少数民族問題をかかえこむことになる。

だから、一定の時期以後に生れた在日韓国〔朝鮮〕人は、成人するまでは永住権をもつものと同様にあつかい、それ以後は一般外国人と同様になるか、あるいは帰化するかの道をえらぶべきである（→『朝日新聞』1965年3月7日、朝刊「社説」参照）。

日本の主要新聞中、進歩的・革新的と定評のある『朝日』をもって、このていどの認識である。歴史認識の欠落はおおいがたい。みようによっては、「民族的排外主義」すら感じとれる。

韓日条約の調印後25年が経過し、新しい問題が発生している。この問題は、1965年当時、『朝日』が示教した方途で生じている。日本当局は、かつての『朝日』の論調と軌を一にする、在日韓国・朝鮮人処遇を打ちだしてきたのである。

韓日法的地位協定〔1965年6月22日調印、1966年1月16日発効〕は、「大韓民国国民が日本国の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにする」（前文）ことを謳っているが、在日韓国人の「在留資格」（第1条で協定された永住〔協定永住権〕）に関しては、その「直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民の日本国における居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から25年を経過するまでは協議を行うことに同意する」（第2条1）、と留保していた。

その期限が1990年である。在日同胞のあいだでは「91年問題」として、条約で認定された協定永住権者の3世にあたる韓国人の在留資格が、重大な関心事となっている。「91年問題」は、本国の韓国においても大きな関心をよび、署名運動がおきている²⁶⁾。

日本政府当局は、その後の政治情勢・環境の変化〔国際人権条約・難民条約の批准〕にもかかわ

らず、前述『朝日新聞』（1965年当時の「社説」論調）の主張と瓜ふたつの、在日韓国・朝鮮人処遇〔91年問題（協定永住者3世問題）〕を提示してきている。

そこには、敗戦後の「国籍剥奪」という錯誤の反省もなく、また韓日条約の「協定永住権」も雲散させようとする姿勢がしめされている²⁷⁾。

韓日条約締結時の日本政府の底意は、その25年後〔1990年〕ごろには、おそらく在日韓国・朝鮮人は日本社会に「同化」するか「帰化」してしまい、当時『朝日新聞』『社説』などに懸念されていた問題は、そのあいだに消滅していくものと想定していたはずである。

しかしながら、その後の世界情勢の変化、対外的には各国における少数民族問題・存在の正当な評価・認定という要因、対内的には日本・日本人内にも「在日韓国・朝鮮人」問題と同質の〔在日「日本」人〕諸問題をかかえるようになったという要因もあって、当初の日本政府のもくろみは、大きくくずれていることも否定できない。

在日韓国・朝鮮人社会のほうでは、日本人との婚姻が7割をこえるようになったり、日本「国籍法」の改正もあったりして、簡単に異民族「性」を排除、抹殺しにくい状況も生まれている²⁸⁾。

——少数民族排斥の「国家の倫理」、異民族との共存を拒否する「社会の感情」は、内外要因のはさみうちをうける情勢のなかで、その存在の余地をせばめられている。

そして、この傾向に拍車をかけるもうひとつの要因が、「企業の論理」である。外国人労働者問題は、「企業の論理」にのっとって行動すれば、日本人であろうが外国人であろうが誰でも必要な「者」は雇用することになる、という普遍的原則の発揮として生じているものである。

そうした「企業の論理」が、なお十分に徹底されず、日本の会社が在日韓国・朝鮮人に就業・雇用差別をくわえるのであれば、ここにはその「論理」以外のなにものか〔「感情」「倫理」?!〕が働いていることになる。

しかし、「企業の論理」からすれば、会社の目

表26. 法的地位協定上「3世」(在日4世)協議をめぐる韓日両国の主張

	項 目	現 状	韓 国 側 の 主 張	日 本 側 の 主 張
(a)	3世以降の在留資格	1世2世の協定永住とは違い、一般永住が原則	協定により自動的に永住権を付与する	簡易手続きで1世2世と同じ資格を許可する
(b)	再入国許可	出国の際に許可を得る。2年以内(延長を含む)に帰国が必要	再入国は当然に認められるべきであり、適用除外に	許可は必要だが、出国期間は4年程度への延長を検討
(c)	退去強制	7年を超える刑(1世2世)、1年を超える刑(一般永住)などを犯した場合に国外退去	日本以外に生活の基盤のない在日韓国人は国外追放の対象にはならず、適用除外に	1世2世の退去条件よりきつくないようにする
(d)	指紋押なつ、外国人登録証常時携帯義務	16歳時に1回押なつ。押なつ拒否や不携帯には刑罰	一般の在日外国人とは違う歴史的な背景があるので、適用除外に	いずれも人物特定に必要。指紋については代替手段を研究中
(e)	地方自治体職員への採用	公権力、公の意思形成への参画に携わる職種以外は、採用しているが、基準は不明確	国籍による差別をやめ、採用枠を拡大する	警官や税務職員などは別にしてできるだけ枠を広げる
	国公立小中高教諭への採用	教諭は全国で33人(88年4月現在)。このほか、常勤、非常勤講師も	国籍による差別をやめ、積極的に採用する	教諭は教育課程の編成などで公の意思形成に参画するので日本国籍が必要
	就職差別	国籍を理由にした不採用、内定取り消しなど壁は今も厚い	民間の差別解消のため、行政指導などに積極的に取り組む	差別のないよう企業への指導、啓発に努めている
	民族教育	自治体によっては、言葉や歴史、文化などの課外活動がある	差別や偏見解消のため、自治体に任せず、国が制度として位置付け、財政支援をする	「日本国民の育成」以外の教育活動は、自治体の判断で取り組むこと
	地方自治体の参政権	認められていない	納税などの義務を果たしている自治体住民の権利として認める	選挙権は国民固有のもので、日本国籍が必要

(出所)『朝日新聞』1990年4月22日、朝刊〔に加筆〕。

的に貢献できる「実力・能力」のもち主＝人間(労働力の所有者：労働者)であれば、本来、国籍・民族・人種・出自などのちがいは、さほど障害にならないはずである。

IV む す び

——外国人労働者問題の基本的枠組——

外国人労働者問題は、新しく日本に流入してくる知識労働者や単純労働者をいかうけられるか・うけられないかという点に議論が集中している。しかし同時に、もはや外国人とはいえない「外国人」労働者問題→定住外国人の就業・雇用問題も、検討しなければならない。

「一般外国人」労働者問題に「定住外国人」労働者問題を混入させ、「在日」外国人を焦点のずれた方向であつかう議論は、定住外国人の生活と人権を足蹴にすることになりかねない。

最近では、「定住」外国人の就業・雇用問題に対する認識もしだいに深まり、以下のような意見が出されている。

(i) 森 廣正。——外国人居住者の圧倒的部分を占める在日韓国・朝鮮人を除外して、日本にお

ける外国人労働者問題の現状を考察することは不可能である。この問題こそ、日本における外国人労働者問題の現状、その特殊日本の形態をしめすと同時に、日本の国際化の「恐るべき後進性」を実証するものにほかならない²⁹⁾。

(ii) 東京都労働経済局。——都同局が発行した『外国人労働問題マニュアル——外国人労働者問題を考える——』(昭和63年)は、いう³⁰⁾。

外国人労働者の受入れをめぐる論議のなかでとかく忘れられがちなのは、定住外国人、すなわち、その多くが永住資格をもっている在日韓国・朝鮮人の就労問題である。かれらは日本人となんら変らない就労の権利をもっているため、昨今論議の対象とされている外国人労働者問題とは別個とみなされてきた。しかし、そのかれらに依然として就職差別が跡を断っていないという意味では、ここにもう一つの外国人労働者問題があるといわなければならない。すでに在日韓国・朝鮮人の多くは2世、3世、4世であり、日本で育ち教育を受け、もちろん日本語にもなんら問題のない人々である。かれらへの平等な雇用の機会の提供は、雇用主として心掛けなければならないし、政府もそのための啓蒙活

外国人労働者問題 の発生時期 問題側面	第1期(第1波) 戦前—戦中—戦後の在日韓国・朝鮮人	第2期(第2波) 昨今流入の外国人労働者問題	関連の深い組織・ 体制の価値観
[1] 労働市場・経済問題	囚人的・奴隷的差別	→ 実体的諸差別 ←	「企業の論理」
[2] 法制・人権問題	対植民地的差別	→ 非人道的・反人権的差別 ←	「国家の倫理」
[3] 社会・文化・教育問題	差別の当然視・妥当視	→ 差別の温存・黙認 ←	「社会の感情」

(注) -----> は、在日韓国・朝鮮人に対する「差別」内容の変遷を表す。

図6. 日本における外国人労働者問題の時空マトリックス

動に取り組む必要がある。

(iii) 駒井 洋代表『日本における外国人労働者の実態』（平成元年）。——このまま日本の社会構造がかわらないかぎり、いまの外国人労働者は、在日韓国・朝鮮人のあとをなぞるだけになろう³¹⁾。

(iv) 『日本経済新聞』の解説。——法務省の調査によれば、国内企業の外国人留学生の採用が大幅にのびている。企業の発展のために、もっと積極的姿勢を打ちだしてよいのではないか。そのさい、多くの在日韓国・朝鮮人の就職・採用にも配慮しなければならない（1990年1月28日）。

——外国人労働者問題には、主なみっつの視点がある³²⁾。

- [1] 労働市場をめぐる経済問題としての視点。
- [2] 法制・人権問題としての視点。
- [3] 社会・文化・教育問題としての視点。

筆者の議論でいえば、[1]は「企業の論理」、[2]は「国家の倫理」、[3]は「社会の感情」にそれぞれ対応する諸視点である。外国人労働者問題を考察するにあたっては、そうした3視点に、在日外国人は定住外国人と一般外国人とからなるという分類も重ねあわせる必要がある。図6参照。

欧米諸国における外国人労働者問題の歴史と現状を観察すればわかるように、外国人労働者の人権擁護の出発点は、なによりも人種差別の撤廃にある³³⁾。

日本は「人種差別撤廃条約」を批准していない。いずれにせよ、在日韓国・朝鮮人が外国人のま

ま、この日本に定住しつづけるのは、世界的にもまれな現象である³⁴⁾。

在日同胞の「91年問題」で、在日韓国人が要求する諸点は、つぎのとおりである。

- (i) 子々孫々まで自動的に永住権を付与すること。
- (ii) 退去強制条項の廃止。
- (iii) 再入国許可制度からの適用除外。
- (iv) 指紋押捺制度の廃止、外国人登録証常時携帯義務の廃止。
- (v) 地方参政権の付与。
- (vi) 民族教育の制度的保障。
- (vii) 公務員・教員の国籍条項など就職での差別解消。

——以上、在日韓国・朝鮮人の歴史性・定住性を考慮し、時代の推移を考察すれば、あまりに当然な要求ばかりである。この地に「共存」する者として、「人間なみ」にあつかってくれ、といっているにすぎない。ある意味では、昭和20年代前期に日本政府が責任回避をした諸問題の出発点が再設定された、ともいえよう。

前出の特別立法措置案「在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法」（草案）から、2条を引用しておく。

第12条「雇用および労働」：雇用および労働に関して、つぎのような措置をとる。

- 1. 雇用の促進・拡大のための職業紹介、職業訓練に関する特別措置および人口比率等に応じた雇用率の設定、違反に関する規制措置。

2. 国および地方自治体ならびに公的機関への門戸開放、雇用に関する積極措置。

3. 雇用、就労上の民族差別を監視、救済するための機関の設置。

第14条「経済活動」：経済活動に関して、各種事業活動および財産権にかんする法令の国籍要件は、これを適用しない。

—日本社会党・都民会議は、1990年3月の東京都議会に「外国人入居条例」を提案する予定である。この条例案は、東京都内に居住するさまざまな外国人に対して、自治体が法的身分の差異で差別するのではなく、基本的人権の立場から平等に接することを求めている。

同条例第1次草案は、「国連人権憲章、日本国憲法、諸法令などに定められたものを、外国人にもできるだけひろく適用すべきだ」としており、居住・職業・労働・教育・婚姻などの差別を例にあげている。

—外国人労働者問題に関して、日本人研究者のうち代表的論者の1人である手塚和彰は、最近作『労働力移動の時代——「ヒト」の開国の条件——』（中央公論社、1990年）で、「日本における外国人労働者受入れの問題点」を考えるさい、前提とすべき6点を指摘している³⁵⁾。

- (i) 外国人労働者は国内に定着する傾向がある。
- (ii) 第2世代が出生し、そこで育ち教育をうけることになる。
- (iii) 第2世代以下は、故国の言語・文化・慣習よりも、うけいれ国がわのそれを、より以上に身につけることになる。
- (iv) 第2世代以下を、国籍・人種・宗教・習俗などの差があってもうけいれ、統合していくことができるかどうかは、うけいれ国がわの伝統・政策・国民の意識が決定的である。
- (v) 外国人労働者は、外部労働市場としての外国人労働者の市場を成立させる。
- (vi) 一般的な不熟練労働においてのみ外国人労働者うけいれ策をとったばあい、従来なされてきた外国人統合政策や「内なる開国」への努力と相反する結果となろう。

—最近の日本における、いわば「第2期(波)」「外国人労働者問題」の到来を迎え、考える枠組として、以上の概念整理が有効な前提であることはたしかである。

しかし、過去の日本にあった「第1期(波)」「外国人労働者問題」が、そうした6点の前提を、すでにすべて与えていたことにふれず、またこの国がそうした問題の解決に積極的に対処してこなかった事実にもふれずに、そのような「外国人労働者問題」の前提論点を指摘するのは、いささかならずうかつである。

また、外国人労働者「鎖国」論をぶちあげる論者、西尾幹二(代表作、『戦略的「鎖国」論』講談社、1988年および『「労働鎖国」のすすめ』光文社、1989年)の論調は、この国の一部の人のびとの奥底にひめられている「他民族排斥精神」を、はしなくも吐露している。

手塚・西尾ともに、日本における外国人労働者問題、これと定住外国人〔労働者〕問題を、学究として論じられるていどの研究蓄積をもちあわせていない。

—対照的な著作が、宮島 喬『外国人迎え入れの論理』（明石書店、1989年）である³⁶⁾。

いま注目をあびている東南アジアからの労働者問題のカゲにかくれ、ややもすれば忘れられがちな問題に在日韓国・朝鮮人問題がある。この問題は、昨今の外国人労働者問題から切りはなされるか、まったく等閑に付されるのが通例だった。はたして問題はべつだろうか。

外国人労働者問題への対応は、同時に、既定住外国人の就労の改善とリンクする方向ではからなければならない。

この国は、在日韓国・朝鮮人に文化的にどのように対応してきたか。

かくいう私〔宮島〕も、幼児のころから、周囲の大人たちのことばや物腰をとおして、早くも「チョーセンジン」ということばのひびきの軽蔑的なニュアンスに反応する態度を身につけていたように記憶している。まことに不幸な、深刻な反省をせまられる事態である。

日常的な社会生活でのうけいれとなると、一般の「草の根」の差別意識にぶつかる。日本がひらかれた社会となるには、歴史的な重い課題にも答えねばならない。「内なる国際化」いまだし、の認識と反省を欠いた外国人労働者論議の一面性が、いまあらためて問われている。

——要するに、昨今の外国人労働者問題は、過去にあった問題とまったく同じかたちで「再来」したのである。もちろん、時代もちがひ、状況も異なるが、本質面では驚くほど似かよっている。再度、図6をみたい。

現在の「第2期（波）」外国人労働者問題に関する議論は、過去から現在までつづいている「第1期（波）」外国人労働者問題の「体験」に、この国がなにも「学習」してこなかった「経過」を、正直に反映している。

在日韓国・朝鮮人のあつかいが、外国人労働者問題の出発点であり、試金石になる。在日韓国・朝鮮人の問題の解決を、まず第1に考えるべきである。外国人労働者問題とは、要するに在日の二重映しなのである。

在日の問題が現状のままであるかぎり、外国人が大量にはいつてきたら、在日韓国・朝鮮人と同じような状況が、もっとすごいスケールで拡大再生産されていくことになるのは、目にみえている。

在日の人たちは、まさしく外国人労働者そのものから生れたのである。しかも、ながいあいだこの国で暮らしてきた定住者たちなのである³⁷⁾。

——前節〔Ⅲ在日外国人：定住外国人と一般外国人〕、本節〔Ⅳむすび〕の論述に関する主な文献を、つぎに列挙しておく。

- 吉岡増雄編著『在日朝鮮人と社会保障』社会評論社、1978年。
- 吉岡増雄編著『在日朝鮮人の生活と人権』社会評論社、1980年。
- 吉岡増雄編著『在日朝鮮人と住民権運動』社会評論社、1981年。
- 吉岡増雄・ほか2名『在日外国人の在住権入門』社会評論社、1987年。
- 金 英達『日本の指紋制度』社会評論社、1987年。
- 金 英達『在日朝鮮人の帰化』明石書店、1990年。

——なお「外国人労働者問題文献目録」については、法政大学『大原社会問題研究所雑誌』第368号・第373号、1989年7月・12月所収の「同名稿(1)(2)」が便利である。

注

- 1) 林えいだい『消された朝鮮人強制連行の記録』明石書店、1989年、731ページ、5ページ、627-661ページより。
- 2) 若槻泰雄『韓国・朝鮮と日本人』原書房、1989年、319ページ。
- 3) 磯村英一・ほか2名編『講座差別と人権 第4巻 民族』雄山閣、昭和60年、14-26ページ。
- 4) 在日韓国・朝鮮人形成史に関連して、「どんなに強制連行の概念をひろく解釈しても、〔真に強制連行の名に値する在日朝鮮人は〕10%を大きくこえることはまずあるまい」（若槻『韓国・朝鮮と日本人』130ページ）という解釈を下すのは、歴史の実態の把握にうとい、かつ社会科学的素養を疑われる浅薄な理解である。計算のしかたも問題だが、「強制」ということばの意味を、いかに考えるか、これが問題である。
- 5) 磯村・ほか編、前掲書、44ページ、41ページ。
- 6) 同書、54-55ページ。
- 7) 姜 在彦・金 東勲『在日韓国・朝鮮人——歴史と展望——』労働経済社、1989年、162-163ページ、164-165ページ。
- 8) 趙 博『「左翼」ナショナリズムと在日朝鮮人——『在日』の総括のための一視点——』『思想』第786号、1989年12月、132ページ。
- 9) 吉岡増雄・山本冬彦・金 英達『在日外国人の在住権入門』社会評論社、1987年、143-149ページ。
- 10) 以上の統計資料は、日本全国単位の集計結果である。県単位の就業実態調査報告としては、つぎの文献がある。
神奈川県内在住外国人実態調査委員会・金原左門ほか5名『日本のなかの韓国・朝鮮人、中国人』明石書店、1986年。
木村隆之「韓国・朝鮮人就業実態調査報告」『自治研島根』第236号、1988年8月。
徐 龍達編著『韓国・朝鮮人の現状と将来』社会評論社、1987年。
- 11) 姜・金、前掲書、135ページ。
- 12) 『統一日報』1990年2月20日「日本企業根強い就職差別——関西地域同胞大学生アンケートをのぞく——」。

- 13) 『コリア就職情報』第12号, 1990年3月, 109-113ページ。
- 14) 岡 義昭・水野精之編『外国人が公務員になったっていいじゃないかという本』径書房, 1989年, 189-190ページ。
- 15) 『朝日新聞』1990年5月4日, 朝刊「論壇」。『朝日新聞』1990年3月20日, 朝刊「日本たまたきの深層・アメリカ人の日本観 35」。
- 16) 高階菖子『パリの放課後——子供たちとの海外体験——』中央公論社, 1989年, 315ページ, 316ページ。
- 17) 宮崎繁樹編『現代国際人権の課題』三省堂, 1988年, 198-199ページ, 201ページ。
- 18) 松本邦彦『在日朝鮮人の日本国籍剥奪——日本政府による平和条約対策研究の検討——』, 東北大学『法学』第52巻第4号, 1988年10月, 144ページ, 145ページ, 137ページ, 138ページ, 143ページ。
- 19) 梶村秀樹「定住外国人としての在日朝鮮人」『思想』第734号, 1985年8月, 30-31ページ。
- 20) 吉岡増雄・山本冬彦・金 英達『在日外国人と日本社会』社会評論社, 1984年, 101-104ページ。
- 21) 同書, 16-23ページ。
- 22) 同書, 23-25ページ。
- 23) 民族差別と闘う連絡協議会編『在日韓国・朝鮮人の補償・人権法——在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法制定をめざして——』(新幹社, 1989年)は, その特別立法措置〔草案〕を建議している。
- 24) 大沼保昭『単一民族社会の神話を超えて——在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制——』東信堂, 1986年, 40ページ。
- 25) 松本, 前掲稿, 145ページ。
- 26) 金 敬得編『在日同胞の現状と将来』財団法人重山育英会附設亜細亜政策研究院, 1989年参照。
- 27) 「91年問題」→「在日韓国人3世〔4世〕の法的地位問題」に関する韓日両国間の協議は, 本文134ページにある表26のように整理できる。
- その後, 韓日外相定期協議がもたれ〔1990年4月30日, ソウル〕, 当該問題にいちおうの合意がなされた。その要旨は, つぎのとおりである。
- 在日韓国人の法的地位協定第2条の対象者(3世以下の子孫)に関しては, 以下の方向で法的地位・待遇問題の解決をはかる。
- (a) 簡素化した手続きで羈束的(裁量の余地なく)に永住を認める。
- (b) 再入国許可については, 出国期間を最大限5年とする。

(c) 退去強制事由は内乱, 外患の罪, 国交・外交上の利益にかかわる罪と, これに準ずる重大犯罪に限定する。

(d) 指紋押捺は, 3世以下はおこなわない。このため指紋押捺に代わる適切な手段を早期に講ずる。

(e) 外国人登録証の常時携帯制度は3世以下子孫の立場に配慮した適切な解決策をみいだす。

(f) 教育問題, 地方公務員・教師の採用問題, 地方自治体選挙権問題は今後とも協議をつづける。

——なお, 以上で法的地位協定上「3世」と称される「世代」は, 生物学的には在日「4世」をさすので注意したい。

上記「合意」事項は, あたりまえのことがらを後手に追認しているにすぎない。日本政府当局の, 問題回避的姿勢, 論点のさきおくり的態度は, 従来と同じである。

- 28) 1985(昭和60)年1月1日より施行。両親の一方が日本国籍のばあい, その子は日本国籍を選択, 取得できる。
- 29) 森 廣正『現代資本主義と外国人労働者』大月書店, 1986年, 203-204ページ。
- 30) 『外国人労働問題マニュアル——外国人労働者問題を考える——』東京都労働経済局, 昭和63年, 26ページ。
- 31) 駒井 洋代表『日本における外国人労働者の実態』筑波大学社会科学系, 平成元年, 112ページ。
- 32) 『「外国人労働者問題」の概観』社団法人国際産業・労働研究センター, 平成元年, 3ページ。
- 33) 駒井 洋「外国人労働者必然論第22回」『エコノミスト』1990年2月20日, 80ページ。
- 34) 『朝日新聞』1990年1月19日, 朝刊「論壇」。
- 35) 手塚和彰『労働力移動の時代——「ヒト」の開国の条件——』中央公論社, 1990年, 159-172ページ。
- 36) 宮島 喬『外国人迎え入れの論理』明石書店, 1989年, 99ページ, 49ページ, 49-50ページ, 34ページ, 105ページ, 29ページ, 10ページ, 67ページ。
- 37) 「インタビュー鎖国・開国論争にピリオドを打つ! 究極の理論・外国人労働者『必然論』とは何か〔駒井 洋〕」, 別冊宝島106号『日本が多民族国家になる日』JICC出版局, 1990年2月, 265-270ページ。

——1990年3月28日——

——1990年5月5日補筆——

(受付 1990年11月30日)
(受理 1991年2月10日)